

むつ市議会第246回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和2年12月3日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）18番 原 田 敏 匡 議員

（2）12番 住 吉 年 広 議員

（3）1 番 佐 藤 武 議員

（4）17番 岡 崎 健 吾 議員

（5）5 番 野 中 貴 健 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	村田	尚	代 監 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 会 長	畑中	政勝	農 委 員 会 長	坂本	正一
総務部長	吉田	真	総 務 部 事 長 長	千代谷	賀士子
企画政策 部 長	松谷	勇	財 務 部 長	吉田	和久
民生部長	中村	久	福 祉 部 長	須藤	勝広
健 康 づ く 推 進 部 長	中村	智郎	子 ども 見 守 り 課 長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都 市 整 備 課 長	中里	敬

都整建技政推	備術進	市部設監策監	小笠原	洋一	川内所	庁舎長	木下	尚一郎
大所	畑庁	舎長	伊藤	大治郎	脇野所	沢長	工藤	和彦
会管	理	計者	野藤	賀範	選挙局	理会長	木村	善弘
監事	査務	員長	田中	宏司	農委事務局	業会長部事	金浜	達也
教	育部	長	角本	力	上局	水道長	濱谷	重芳
総政推総	務進課	部策監長	杉澤	一徳	民政推環政	生進課	杉山	郷史
健つ推政推感対	く進進染室	康り部策監症長	木村	公子	子み政推	どらい進	小田	晃廣
教委事副学課	員務理校	育会局事育長	飯田	一彦	上水政推経	道進課	眞野	修司
上水副水	道理課	下局事長	川島	一彦	企政企課	策調	福山	洋司
民市ス課	生一	部民ツ長	中村	昭男	子み子支	どらい育課	吉田	有美子
経産政緊対	済業策急策	部用長用長	小林	睦子	都整ま推総官推	備つ進主連室	笠井	俊介
都整土課	備維	市部持長	柳谷	真吾	教委事生課	員務学	加藤	昭広

部課幹
務務
総総主

井戸向 秀明

育会局校課任事
員務育主
教委事学教主指

齊藤靖浩

育会局校課事
員務育主
教委事学教指
務務
総総主

田中めぐみ

部課査
務務
総総主

畑中佳奈

菊池 亘

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主幹

佐藤孝悦
青山 諭
堂崎 亜希子

次長
主幹
主任主査

中野敬三
葛西信弘
井田周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより原田敏匡議員、住吉年広議員、佐藤武議員、岡崎健吾議員、野中貴健議員、東健而議員、富岡直哉議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員、工藤祥子議員、佐賀英生議員、杉浦弘樹議員、鎌田ちよ子議員の順となっております。

今日は、原田敏匡議員、住吉年広議員、佐藤武議員、岡崎健吾議員、野中貴健議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。18番原田敏匡議員。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） 18番、会派未来への轍の原田敏匡です。むつ市議会第246回定例会において一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。今回は2項目5点の質問となりますが、うち4点は市民の皆様の声を反映させたものとなります。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、1項目め、新型コロナウイルス感染症関連について質問いたします。1点目は、県外からの旅行者、帰省者の受入れに関する市の考え方についてです。市長は、GOTトラベルが実施される際、その意義や必要性は十分理解しているものの、現状では観光振興はリスクの低い近隣の市町村や県内に限定して進めていくべきだと訴え、また市の施策であるGOGOむつ宿泊キャンペーンについても、利用対象者を青森県内居住者に限定するなど、市民の命と健康をどう守っていくか、安心安全をどう確保するかを最優先に、苦慮しながらも地域の経済対策を進めています。

感染症対策は、本質的に個人、一人一人の感染対策に尽きると考えますが、そういった市長の思いに市民が呼応し、共通認識の下、感染予防に努めてきた結果がいまだこの地域から感染者が発生していない要因の一つとなっているのではないかと思います。

一方で、10月以降はむつマエダアリーナを会場に、県外から多くの方々が来場されたスポーツイベントが市の提供、共催により開催されるなど、県外から訪れる方への受入れの幅が広がったように感じます。こういった動きの中で、市民、事業者の中には、市の考え方に足並みをそろえてきたこともあり、どの程度県外から来る方も含め積極的な経済活動を行ってよいのか、また県外からの帰省に関しても悩んでいる方の声を聞きます。

そこで、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認

定制度をはじめとした市内事業所の感染予防対策の普及啓発が進んでいる中、市民、事業者等の共通認識を図る意味でも、県外からの旅行者の受入れに関する現在の市の考え、併せて年末年始の帰省に関する考え方をお伺いします。

2点目は、今後の経済対策についてです。今回のコロナ禍は、パラダイムシフトと言われるほどに私たちの生活、価値観を大きく変えるものになりました。今後コロナが終息しても、そのときの経済環境はコロナショック前とは大きく異なることは明白で、大きな打撃を受けている観光業、飲食業だけではなく、多くの業種で業態転換を余儀なくされます。既に事業継続のため、対面型のビジネスモデルから非対面型ビジネスモデルへ転換した業種も数多くあります。業態転換には、事業者の努力はもちろんですが、事業所の体力が求められます。

国の持続化給付金、市独自の緊急支援給付金をはじめとした支援は、前触れもなく訪れたコロナ禍に対する事業継続を維持するための応急措置であり、長い目で見た場合、一時しのぎにしかありません。応急措置は、あくまで暫定的な対策であり、市の予算も考慮すると、市内で新型コロナウイルスが蔓延するといった非常事態を除き、今後これまでのように一律の支援といった形は難しくなると考えます。

「生き残るのは、最も強いものではなく、最も賢いものでもなく、変化に対応できるものだけである」。これは、平成27年度一般施政方針内で市長が進化論を唱えたチャールズ・ダーウィンの考えを示したと言われている言葉を紹介したのですが、現在市内の事業者はその変化に対応すべく、必死にしがき苦闘しています。そういった事業者に行政の下支えとなる支援が必要です。

そこで、今後市中の経済に対する支援の基本的な方針をどのように考えているのかお伺いしま

す。

2項目め、生活インフラについて質問いたします。1点目は、コンパクトシティ推進に向けた私道に対しての市の対応についてです。市では、急激な人口減少、少子高齢化社会の到来に対応した持続可能な都市経営とともに、暮らしやすく魅力あるまちとしていくため、立地適正化計画の推進、空き家、空き地の利活用の推進をはじめとした事業を展開し、コンパクトシティによるまちづくりを推進しています。しかし、私道に関わる手続上の問題から、建て替えできない、家を相続したが、値段がつかず、売るに売れない、空き家についても同様に、解体してもその後の売買、利活用が見込めないため、そのまま放置せざるを得ないといった声を個人、事業者から伺っています。

私道については、民地であることから行政では対応できないことは十分理解していますが、コンパクトシティを推進する上で避けては通れない課題であり、市が直接関与、執行することはできなくても、所有者との間に入り、手続を円滑に進めるサポートをしていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

2点目は、個人・法人所有の給水管についてです。給水管も私道と同様に、個人・法人が所有する給水管があり、同様の課題があります。所有者が現存していれば維持管理がなされており、所有者に承諾を得ることで、給水管に接続し水道を利用することは可能ですが、宅地など、開発をした業者がその部分の給水管を市に移管することなく、倒産などで放置したまま所有者不明になってしまっている場合、その給水管に接続することはできず、本管から新たに引き直しをしなくてはなりません。結果、費用面の問題から宅地の利活用が進まないケースがあります。

そこでまず、市内において個人・法人所有の給水管はどの程度あるのか、またそのうち所有者不

明、書類上の所有者は存在しても連絡できない場合も含む給水管はどの程度あるのかお伺いします。

3点目は、幹線道路へつながる生活道路が1本しかない町内への避難道路の確保についてです。本年3月20日、松原町の踏切付近で電車が緊急停車し、踏切が開かず、県道176号につながる唯一の道路が閉ざされました。県道176号以外につながる生活道路はなく、さらに県道176号と並行して線路があるため、徒歩での抜け道もない状況により、町内からは一切身動きすることができなくなり、一時的に孤立した形となりました。この日は中学校の卒業式もあり、父母の皆様は大分気をもまれたと伺っています。

幸い、この間救急車等の緊急車両の往来はありませんでしたが、町内には高齢者の介護施設もあることから、急病人が出た場合の対処が懸念されます。

そこで、こういった幹線道路へつながる道路が1本しかない町内には、防災上の観点からも、2方向避難を可能とする道路の確保、もしくは安全に幹線道路へつながる歩道の確保が必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

以上、2項目5点につきお伺いします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症関連についてのご質問の1点目、県外からの旅行者、帰省者の受入れに関する市の考え方についてお答えいたします。むつ市に来られる方も受け入れる側も感染対策をしっかり行い対応することが大切だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、ご質問の2点目、今後の経済対策

についてお答えいたします。市では、本年4月以降、コロナ禍による市内経済の影響を最小限に抑えるため、緊急的な経済対策として緊急支援給付金等の18の事業を展開し、市内事業所の事業継続を支援してまいりました。

現在、むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例による感染症対策を整えた上で、総額約16億円のプレミアム付商品券の発行や市独自の宿泊キャンペーンを実施しているところであり、悪化した経済の回復に取り組んでおります。

市では、来年度予算において新しい生活様式推進枠を新たに設定し、経済回復の先にある市民の皆様が向上する未来を手繰り寄せるための経済対策を実施してまいります。

なお、国においては、新型コロナウイルス感染症流行後の社会を見据えて、新市場の開拓や新規事業の立ち上げなど、業態転換に積極的に取り組む中小企業への新たな補助金制度を現在策定中の第三次補正予算に盛り込むことが検討されておりますので、この補正予算も有効に活用してまいります。

市といたしましては、今後も国や県の動向を注視し、経済団体等と一体となって、市内経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、生活インフラについてのご質問につきましては、上下水道局及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目の幹線道路へつながる生活道路が1本しかない町内への避難道路の確保につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

（村田 尚公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（村田 尚） 原田議員の生活インフラについてのご質問の2点目、法人・個人所

有の給水管についてお答えいたします。

法人・個人所有の給水管、またそのうち所有者不明の給水管がどの程度あるのかにつきましては、あくまで法人あるいは個人所有の財産でありますことから集計はいたしておりませんが、給水管布設前の接続申請において、管の口径、仕切弁等の位置確認及び給水装置工事施行基準に適合した資材を使用しているかなど、給水管として適正であるかを検査し、安全性の確保を図っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 生活インフラについてのご質問の1点目、コンパクトシティ推進に向けた私道に対する市の対応についてお答えいたします。

本事案は、土地所有者間の民事案件であることから、当事者間で法的に解決すべきものと考えられ、市が関与できるものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 生活インフラについてのご質問の3点目、幹線道路へつながる生活道路が1本しかない町内への避難道路の確保についてお答えいたします。

幹線道路へ接続する唯一の道路が災害等で寸断され通行できなくなった場合には、その状況に応じて市職員、消防署員及び消防団員らの支援により、徒歩による避難や空路、海路による避難により市民の皆様の安全の確保を図るほか、応急工事や仮設工事により通行の確保を図ることが考えられます。したがって、災害等により通行止めが発生し、緊急避難を要する場合や市民生活へ支障を来す場合などには、まず市や消防へ連絡をいただければ速やかに対応させていただくこととしております。

なお、現状におきましては、緊急時に使用する

道路等としての整備につきましては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） それでは、再質問させていただきます。

まず、1項目めの県外からの旅行者、帰省者の受入れに関してですが、特に帰省者についてですが、行政報告の中でも、議会閉会日でのメッセージということでしたが、休暇だけの帰省だけではなく、例えば冠婚葬祭、また感染者ではない患者さんのみとりの制限など、今様々な制限がかけられております。市内出身者等、大分我慢を強いられ、心を痛めていらっしゃる方も多数いらっしゃいますので、現時点での状況から、その考えの一端でも構いませんので、市長の思うところをお聞かせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 少し丁寧にお話をさせていただきますと、まず8月にお盆の時期の帰省の自粛というか、一斉に8月に帰省をしないでいただきたいということは申し上げさせていただきました。そのときにも伝えているのですが、伝えているつもりなのですが、帰省する場合は注意してほしいということを言っていますので、何も一律一斉全員が帰省しては駄目だと言っていることではないと。まさに冠婚葬祭とか介護ですね、みとりとか、あるいは冠婚葬祭ですから、通夜とか、葬儀とか、そういう場合には当然帰省が必要になると。そのときは注意をして来てくださいというお話をさせていただいたというふうに認識をしています。どのように伝わったかということとはまた別ですけれども、それがまず1つ、8月のメッセージです。

そのときも何も考えずに危ないから自粛してくれということを行ったということではなくて、様々なことを考えた上でああいう発言になっていま

す。例えばですけれども、私自身は自由というものの価値というものを誰よりも重んじていると、自分自身はそう考えています。移動の自由というのも、歴史的に見ても、私たち国民がというか、民が獲得してきた非常に重い自由でありますので、国家としても地方としても貴ぶべきものだと。これを制限する場合、特に政府、私たちはこれに抑制的でなければならないというふうに思うのです。

ただ一方で、それをみんなが行使したときに、その自由をみんなが行使したときにほかの権利が侵害されるような場合は、これはやっぱり何らかの制限をせざるを得ない。ただ、制限には法的な根拠が必ず必要になりますから、制限ということではなくて自粛のお願いという形で、ある意味法的根拠のないお願いベースのものをさせていただいた。でも、あのときには多くの市民の人たちが共感をしてくれて、恐らくそれで夏は諦めてくれたというふうなことだったと思いますけれども、それである程度のリスクは私は回避できたと思っています。

そのときにどういうリスク評価をしていたかという、私たちは人口のグラフを引っ張ってきて、実際むつ市出身で県外にどれぐらいの人がいるのだろうかということ、十何万人というそのときの推定だったと思いますが、そのうち帰省者というのが、青森県というのは内閣府が調べた調査で二十何%だったと思うのです。そうすると、その中でお盆の3日間ということで行くと、恐らく1万人以上人口が増えるだろう。それを裏づけるためにスーパー等にも調査をかけて、実際に売上げも2倍近くになっているということとか、そういうことを総合的に評価すると、やはり感染が拡大している時期に、特にお盆の三が日、あるいは祭りの期間と、祭りはなかったですけれども、そういう期間というのは、我々の実感としても、デー

タで見ても、分析しても、どう考えても危ないということの判断があったので、ああいう発言をさせていただいたということはまず理解をしていただきたいと。

今まさに年の瀬と正月の帰省ということについては、感染の拡大状況をどう評価するかということの途上にあるというふうに理解をしていただきたいと思っています。ですから、その分析がしっかりと終わった上で、何らかの形でのメッセージになると思います。

今の現状を申し上げれば、例えばむつ総合病院の入院のベッドの数が変わったわけではありません。4床のままです。何かあれば、第2フェーズ、第3フェーズとして病床を増やしていくことは当然我々は想定しています。例えばICUを使うとか、そのほかの一般の入院病棟を空けてもらって、病院のベッドを全体で確保するとかということを考えていますが、それをすると、あの病院はコロナの病院ではありませんから、普通にけがして行ったりとか、あるいはちょっとした糖尿病とか疾患があったり、ちょっとしたということはないですけれども、糖尿病とか基礎的な疾患があって通っている方々の多い病院ですから、それで一気に制限されるということになると非常に困る。軽症者待機施設も常々お願いしていますが、なかなか返事が、これはない。

では、街全体で、今県は切り替えたと言っていますが、検査、診療体制が整っているかということ、私は自信を持って整っていると言える状況に今はないというふうに思っているのです。ですから、そういったことを総合的に考えて、しかも考えているプロセスを全てこういう形でまずは議会で提示をした上で、市民の皆様理解いただいて、何らかの発信になるということだと考えています。

私たち民主主義の国家にとって大切なプロセスというのは、決断を公表するというところだけでは

なくて、決断に至る過程を公開して行って、皆さんに理解してもらった上で発信する、そのことによってみんなに守ってもらうということだと思えますので、今回の議会でも様々とコロナの議論がありますけれども、丁寧にお答えした上で、最終的には議会の終了後になるか、もう少し先になるかあれですけれども、市民の皆様にある程度のお願ということになる可能性はあると思います。

ただ、先ほど冒頭で説明させていただいたように、来るほうも注意してください、受け入れるほうも注意してくださいということだけにとどまる可能性もありますが、いずれにしても現時点ではこのように考えて、このように分析をしておりますので、ご理解をいただきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 丁寧な説明ありがとうございました。1日、県のほうが宿泊キャンペーン、全国に拡大したのですけれども、行政報告の中でも、今の答弁の中でも、軽症者待機施設等を県に強く要請しているというお話でした。実際市長もおっしゃったとおり、確かにコロナ禍が発生した当初より、むつ総合病院にも感染病棟だったりとかPCRの検査が今後導入されるといった前進はあるにしても、そもそものベッドの数だったり本質的な部分というのはさほど変わっていないのかなという印象を受けます。

そんな中で、県のほうに要望という形でお話しされていますけれども、先に宿泊キャンペーンを全国展開するよりも、そういった基本的な部分をまず拡充してから踏み込んでほしかったというのが私の思いでもあるのですけれども、宿泊キャンペーン発表した後も特段そういった軽症者の施設に関する拡充への返答等一切ないものかどうか、まずお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

県の宿泊キャンペーンは12月16日から全国に拡大ということでお伺いしていますが、そういったことの中で、私たちに対して何らかの宿泊療養施設等について前向きな答えがあったということは、現時点ではございません。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 市民の皆さん、コロナにかかるといっても、かかった、かかることを前提にもう考えている市民の方も多くて、かかった後安心して受けられる医療提供体制等のほうに心配の目が行っているケースもございます。もちろん帰省者に関しても、そういった県への要望等が実現されれば、より前向きな形のメッセージが送れるのではないかなと思うのですけれども、今後も引き続きぎりぎりまでそういった要望を県のほうに上げていくことになるのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

少しこれも丁寧に説明させていただくと、まず病床数については、あんなにむつ総合病院はベッドがあるのだからもっと増やせばいいではないかという議論は当然あって、それは市長の努力とか病院の努力で何とかなるだろうという議論ももしかしたら思っている方々がいらっしゃるかもしれませんが、決してそういうことではなくて、結局ベッドを増やしても、ドクターの数と看護師の数が増えなければ、これは対応できないのです。

まして例えばエクモもないというふうなことをずっと、買えばいいではないかと言われていきますけれども、言う人もいるかもしれませんが。買えば買ったで、あれは10人ぐらい人が張り付いてやらなければいけないということで行くと、その10人を確保できない。

だから、むつ総合病院に入院している人たちというのは、がん患者の人たちもいれば、様々難し

い病気を抱えている人たちもたくさんいて、その人たちが基本的には埋まっているということなのです。ですから、なかなか増やせといても増やせない。ただ、フェーズが変われば8床にしたりとか、病棟を閉鎖したりとかということで増やすことは、基本はそういうことになっていくということだとは思うのですけれども、それはまず理解してくださいと。

もう一つは、入院の在り方も実は10月に政令が改正をされて、全員入院という形から、高齢者、それから基礎疾患を持つ方、さらには妊婦さん、都道府県知事が指定する者ということで、入院する人の限定がなされています。ですから、今は実は自宅待機ということも一つの選択肢としてあり得るので、これは大家族のところでは自宅待機はないのですけれども、一人暮らしの方で本当に無症状のような方については自宅待機ということも選択肢の一つとして、恐らくむつ市内でもあるだろうというふうに思います。

やっぱりそう考えていくと、感染症はかかったら隔離が大前提なのです。こんな素人の私が言うのもなんですけれども、勉強をずっとしてきていますから、隔離が前提なわけですから、軽症者待機施設は必ず必要なのです。どう考えても必要だ。むつ総合病院のドクターたちと院長先生、それから感染対策室部長の副院長先生とお話ししても、病院と切り離れた上であることは必要だとおっしゃっているわけです。そして、病院としても一定の連携は、これはしなければいけないということまでおっしゃっていただいているわけですから、いち早くこれは整備していただけるように、もちろん私たちとしては常にこれからも要望していきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ありがとうございます。これ以上いくと通告外になりそうなので、この件に

関してはここにとどめておいて、次に移りたいと思います。

経済対策に関しては、3月に予算の議案が上がることから、なかなか今現在具体的な内容をお答えしにくいのは重々承知しております。また、上げることで議会側の事前審査にも触れる可能性もあるので、ここではこれ以上の詳細はお聞きいたしません。事業者にとっては、これから3月までの4か月間、国・県、そして市の支援が終了する最後の四半期へと入っていくわけですが、現状まだまだ先が見えない中、不安な日々を送ることになります。

これまで市の当初予算に計上される経済対策、どちらかといえば未来志向というか、成長が期待される分野への施策が多い傾向にありましたが、ぜひ来年度については市中経済浮揚のきっかけとなるよう、市内事業者がしっかりと足元を固めることができるような施策を期待します。

続いて、2項目め、生活インフラについてのまず私道に関してですが、非常に再質問しづらい答弁でしたので、ちょっと今悩んでおります。まず、そうすると将来に向けて市が今後所有者不明の私道をつくらないこと、またそういった発生させないことが非常に重要になってくると思うのですけれども、市でできる対策等はあるもののでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回後半の私道あるいは給水管の問題については、非常に我々としては対応し難いという答弁になってしまっています。事の本質は、これも恐らく憲法に由来すると思うのですが、やっぱり私有財産だということだと思っております。私有財産だということで、それについて私たちが何らかのアプローチをすることは、特に法的な根拠がないとできないのだと思っております。

一方で、空き家ということについては、全国的

な課題になっていて、法制度が整って、税制度も整って、今できるようになってきているのです。ですから、私たちとしては、私道の話にしても、給水管の話にしても、そうした国全体で課題になって、一定の法制度があれば私たちとしても関与しやすいということになっていくと思います。

ですから、答弁としては、これからの国のこの件に関する私道や給水管に対する問題意識が高まっていただいて、それが法制度として私たちが何らかの措置ができるようになった際にはしっかりと対応していくと、そういうことかなと思ってございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） さらになかなか再質問が難しくなったのですけれども、すみません、1点確認させてください、そうすると、災害により私道が被害を受けた場合、現状の法制度だと災害指定を受けられない場合があります。復旧についての費用は、全て私道を所有する所有者の負担の責務において復旧しなければならないのか、また市からその際何らかの補助的なものが出るのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

現状では、議員のお見込みのとおり全額の負担ということになるかと思えます。ただし、災害の状況や規模によって、例えば東日本大震災または熊本地震等でも、当該市町村において独自の、またはその時点だけの制度をつくったということをお伺いしております。これはその状況を見ないと、ここの場で災害時全てが対応できるということはお答えいたしかねますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 私道、もう一点だけ質問いたします。

私道、市のほうで寄附採納を受け付けたりしておりますけれども、なかなか新規開発の際、市と打合せしながらそういった道路を造らないとその基準を満たすことが難しい。既存の道路に関しては、かなりハードルが高いのではないかなというふうなことが現実だと思えます。

そこで、そういった今の所有者さんが基準を事前に確認できるように、今現状だと公開もされていませんし、あくまで市に足を運んでいただいて、その辺の手続等説明を受けながら確認することになると思うのですけれども、コロナ禍でもありますし、そういった手間を省くというか、事前にその基準を確認できるよう、例えば今後ホームページ等で公開していく考えはないかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

市では、むつ市公衆用道路用地の寄附による取得及び市道路線認定基準要綱というものを定めておりまして、これは公表されております。ただし、詳細については、さらに取扱いの要領とか、またはその道路の状況については、要件は確かに厳しく書いておりますが、これに満たない場合でも現地調査により寄附をお受けすることもありますので、そういう点ではご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 寄附はあくまで所有者から市のほうにという形になるのですけれども、例えば複数の大分大きい世帯が生活道路として利用していて、市としても重要な位置指定道路に認定されていると考えた場合、ないとは思っているのですけれども、市のほうから寄附を求めるようなことというのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 現状を申し上げます。

やはり私道というものは個人の財産であります。市のほうから申し出ることがあるかと聞かれると、例えば市の公共事業等で道路を予定しているとか、または市の改修事業の中でということがあった場合にはそういうこともあろうかと思いますが、通常はやっぱり本人からの申出により対応ということになろうかと思えます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 先ほど市長のほうからも、法整備ができてから再度検討というお話だったのですけれども、たしか平成30年だったかに、そういった「所有者不明私道への対応ガイドライン」が国土交通省から出ております。こちらのガイドライン、内容を見ますと、道路の補修だったり水道管の新設、下水道管の新設が主な内容で、ガイドラインとしてされていますけれども、今後そういった機運が高まり、国のほうで法整備ができることを期待して、ここでは閉じさせていただきます。

次に、法人・個人所有の給水管についてですが、先ほど申請は上がったものはあるというお話で、統計までは取っていないというお話だったのですけれども、まずそうすると所有者不明になった給水管というのは、現在上下水道局のほうで把握できているのかどうか。もしくは、申請時から何も手つかずのまま、例えば倒産した状況も分からず、個人・法人所有の給水管の状態がどうなっているのかというのは調査しているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） ご質問にありました給水管につきましては、先ほどの公営企業管理者からの答弁もありましたとおり、こちらのほうで私有財産ということで把握しておりませんので、数値等につきましてはこちらのほうでは取っておりません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 数値だけではなくて、給水管がそうすると所有者不明なのかどうか、設置した企業、事業者が現存しているのかどうかといった把握もできていないという状況ですか。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 設置時の申請者または設置者等につきましては、申請書がございますので、把握していますが、その後の例えば業者さんの倒産とか、また移転したとか、売買等の状況についてはこちらで把握できる状況にございませんので、こちらのほうでは把握していないということになります。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） なぜこのようなご質問をしたかといいますと、当然答弁のとおり個人の財産ですので、上下水道局のほうでは一切手が出せない。中には設置してから30年、40年たっている給水管もあると伺っています。本来であれば交換なり、そういった維持管理のタイミングでなされるべきものの給水管がそのまま使用されている。もし設置した事業者さんが倒産したりしていると、そういった場合、何も維持管理なされていなくなると、水質の悪化の影響だったりとか、直接それを使用している市民の方への影響が非常に懸念されます。

まして、例えば30年前におうちを買った方が代替わりして相続して、息子さんが家に住んでいると、そういった個人の給水管を使用しているという多分認識がないのです。今現在当たり前に上下水道局のほうから請求書が送られてきて、お支払いする、そういった中でその給水管が劣化して交換できないという事実が非常に心配だというか、水質が劣化しなければ、なかなかそういった行動に結びつかないというのが心配されますけれども、その辺に関しては、仮に上下水道局のほうでは手が出せないといった状況で水質が悪化したと

いう連絡を受けた場合、法的な対処も含めて、どのような対応を取るのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 先ほどご質問ありましたとおり、給水管については劣化することによって赤水とかが出る場合もございます。その辺につきましても、給水管の状況を調査いたしまして、そちらのほうの交換をお願いすると。私どものほうといたしましては、配水池からの水を適正な水質で送っておりますので、給水管のものによる水質の劣化等につきましては、あくまでも個人で対処いただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 個人の対応となりますと、先ほどから繰り返しでくだくなりますけれども、個人が既に倒産等で事業所等がなくなった場合、その給水管を使っている市民の方々が費用を負担して交換するという認識でよろしいですか。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） そのようになろうかと思えます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） そうすると、先ほど言ったとおり、実際に自分が使っている水道が本管からではなく給水管から取っていると分からないケースというのは非常に多々あると思うのです。そういった方々に、水質が、赤水等が出て健康被害を受ける可能性もありますので、その前に事前にこういった状況ですよというのをお知らせしておいたほうが市民のためになると思うのですけれども、あくまで市としては何かが起こらなければそういった行動は現状取らないといった形なのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 繰り返しになります

けれども、その管の状況をどのように管理しているかということはこちらのほうでは把握しておりませんので、それが現在どういう状況か分からない中でお知らせするということは、こちらのほうでは無理かなというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 分かりました。今現状は何も問題ないのでしょうかけれども、開発が大分進んできた昭和50年頃からの水道管というのは、多分かなり埋設しているのではないかなと思います。今そういった水質悪化とかという連絡はなきにしても、これから5年、10年たったときに一気に噴出してくる課題でもありますので、その辺の所有者不明の水道管等、法的な部分も含めて、どうやって対応していかなければならないのか、本気で検討しなければいけない時期に来ているのではないかなと思います。ぜひそういった部分も含めて考慮していただいて、市民のために、市民の皆様継続的に安全な水道を提供できる体制を今後整えていただきたいなと思います。

続いて、幹線道路へつながる1本しかない町内の避難道路の確保についてですが、現場でのお話を伺いますと、いち早く現場に来たのが警察だったみたいです。ただ、警察の処置といたしますか、避難させるのが、結局のところJRの方が来ないと徒歩で踏切を渡ることもできないといった対応で、なかなかその場から離れることができなかったようです。

市のほうも、市に連絡していただければそういった対処をしていただけるというお話だったのですけれども、実際にそういった地域、例えば今の松原町の場合は線路に起因したもので、もしくはほかの地域で、そういった1本しかないところに関しても、また線路とは違う要因があって抜け道がないといったケースも考えられると思います。それには、連絡をいただいてから調査となると、さ

らに時間がかかるケースもあるので、そういった松原町のような抜け道が1本しかないようなケースの地区は、調査というか、ほかにもあるのかどうか把握されているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

松原町のように幹線道路につながる通路というのが1本しかないということですが、市内にはこのような町内として1つあって、それに通ずる、幹線道路に通ずるのが1本しかないというところ、比較的大きい規模のところもございしますが、小さいところであれば市内に相当数あるかと思えます。実際の数把握してございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 陸、海、空、それぞれの避難を想定していますけれども、実際に災害があった場合、事前の準備が大分必要なのかなど。その場所場所によってケース・バイ・ケースで、船を使ったりだとか、ヘリを使ったりだとかというのがございますので、ぜひできるところから。

もちろん市の職員の皆様、各町内にいらっしゃると思いますので、そういった職員の皆様から聞き取りをして調査を行うというのも一つの手かなと思いますので、ぜひそういった把握に努めていただきたいのと要望するのと、やっぱり1本しかないというのは、どうしても住民の方も不安に思う部分がございます。

答弁のほうでは、今のところ道路等の新設は考えていないというお話だったので、ぜひ重点的な、そういった町内に1本しかないという部分に関しては前向きに、そういった道路の新設、避難路の確保等を検討していただきたいとお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。12番住吉年広議員。

（12番 住吉年広議員登壇）

○12番（住吉年広） 皆さん、こんにちは。公明党、公明・自由会派の住吉年広でございます。それでは、むつ市議会第246回定例会において、通告に従いまして、3項目9点にわたり質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の1番目は道路の異常等を通報するシステムの導入について伺います。滋賀県高島市は、市民の皆様が道路を安全で利用できるよう、穴ぼこ、陥没、段差、ひび割れ、側溝の蓋の損傷などの異常が発見されたら通報をお願いしますと市民に呼びかけております。高島市は、道路の異常等を通報するシステムを令和2年7月からアプリの導入を開始しております。このシステムは、道路の異常等を発見したらスマートフォンで撮影し、写真や位置情報を専用のアプリに投稿、共有することで、市が速やかに対応できるものがあります。

アプリ画面には、市の対応状況も表示され、受付済み、対応中、対応済みと、提供した側もその後の進捗状況が一目で分かるために、情報提供者側も安心感と行政に対する信頼度が増してきま

す。そして、画像や位置情報などの情報が詳細に送られてくることから、迅速に把握することで、有効な手段として、今まで以上に危険箇所への対応ができております。

当市は、広大な地域における道路等の異常を発見するために、市職員だけで対応することには限界があります。市職員の方も、定期的に道路パトロールにより異常等の発見に努めてくださっているものと承知しております。特に冬期間は、除雪に関する情報もより一層多くなると考えますと、現地からの情報提供は、業務多忙の担当職員の限られた人員の中で少しでも緩和するものと考えます。

そこで、近年スマートフォンの普及に伴い、メール等に代わるコミュニケーションツールの発達が発達が飛躍的に目覚ましいことから、スマートフォンを活用した情報提供の必要性が重要になると考えます。

当市でも、本年10月にLINEを活用した公式アカウントを開設いたしました。緊急時に防災情報、定期的な記者会見などが市民に通知されております。そして、タイムラインにはむつ市のお知らせ、メニュー画面によりホームページや広報むつ等にアクセスできるようになっており、以前より市民への情報伝達が改善されております。私自身もLINEアプリを登録し、そのサービスの利便性を感じている一人でもあります。

むつ市総合経営計画の第4章施策の大綱、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の道路基盤整備の中で、市内各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、地域間の移動時間や安全な道路交通確保を推進していくと述べられております。利用者である市民の皆様からの情報提供は、安心安全の観点から重要なものと考えます。

以上の点を踏まえて、3点お伺いします。

1、昨年度の道路補修の実績件数は。

2、市民からの問合せ件数は。

3、異常箇所発見の遅延における損害はこれまでどれくらい発生しているかお伺いします。

質問の2番目は、放課後児童健全育成事業についてお伺いします。知人の保護者からの相談で、この問題について知ることができました。コロナ禍において、放課後児童クラブに入会する要件も変わってきております。現在は、低学年を優先的に入会できるように進めており、定員を満了したら入会することは困難になっております。ご相談の保護者の児童は、本来の基準であれば入会できますが、コロナ禍で低学年を優先にせざるを得ない状況になっております。その児童は入会できないため、自宅まで約1時間かけて下校しております。夏期間の下校途中に体調を悪くしたこともあり、その保護者の方は、これから冬期間になり、積雪時に歩行確保に不安を抱え、非常に悩んでおられます。

そもそも放課後児童健全育成事業とはどのようなものなのか。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るものです。その事業推進の拠点となるのが放課後児童クラブです。厚生労働省の調べによりますと、放課後児童クラブに通う小学生は、2019年の時点で全国で130万人に上ります。この20年間で実に3.6倍も増えました。施設の数も2019年に2万6,000か所に達し、20年前の2.6倍にもなります。

放課後児童クラブは、児童が健全で安全に過ごせる場所として、情緒への配慮も含めた見守りが行われるほか、宿題に取り組んだり、積極的に遊べるように促しながら、自主性、社会性、創造性などを育めるような環境整備をするものです。

それも利用する保護者の世帯構造も変わりつつ

あるのも事実です。共働き世帯の増加とともに、放課後児童クラブの必要性が高まっておりますが、施設不足や保育の質の低下など、放課後児童クラブの抱える問題は少なくありません。そして、放課後児童クラブが増え続けているのにもかかわらず、全国で約1万7,000人もの待機児童が発生しております。

また、小1の壁によって、保護者の働き方も変わってきています。企業では、子供が小学校へ上がるまでは短時間勤務を認めてくれるところも増えてきました。しかしながら、子供が小学校に入学すると短時間では打ち切られるケースが一般的です。放課後児童クラブに入れなかった場合に、父母のいずれかがキャリアを諦めざるを得ないことも考えられ、小1の壁を理由に転職など、働き方も変えていった声もあります。

政府が2014年に打ち出した放課後子どもプラン推進計画では、厚生労働省の放課後児童クラブと文部科学省事業の放課後子供教室を一体化または連携して運営する方針が示されております。しかし、本来放課後児童クラブに求められる定員40人以下、子供1人当たりの広さ1.65平方メートルという基準が守られなくなってきております。放課後児童クラブは共働き世帯などの児童を対象に、放課後に適切な遊びの場や生活の場を提供し、放課後子供教室は全ての子供を対象に、学習やスポーツの場を設けることが主目的ですが、垣根を曖昧にして運営していることもうかがえます。

保育園の待機児童の問題は誰でも知り得る共通課題であるが、放課後児童クラブの問題は保育園ほど知られておりません。誰でも利用しやすい放課後児童クラブを目指すためにも改善が必要と考えることから、3点質問させていただきます。

1、市全体の放課後児童クラブ利用者の増加傾向に対する対策は。

2、学区外児童が増えている中での課題は。

3、コロナ禍における放課後児童クラブの利用が低学年に優先される上で、それに漏れた高学年への支援策は。

3点目は、教育行政について伺います。児童・生徒の心身を守り、健康的な学習環境を整える意味でも、エアコン設置整備が急がれます。気象庁の発表によると、今年の夏は全国927か所のうち125地域で史上最高の温度を更新し、今後気温上昇の記録が避けられないとの予測も出ております。

このような状況下が続く中で、青森県内市町村立小・中学校への冷房設置が進んでいることが県内の教育委員会に行った東奥日報社のアンケートで分かりました。文部科学省が2019年に行った冷房設置調査後に、弘前、つがる、大鰐、鶴田、三戸の5市町が整備を終了し、風間浦、五戸、2町村合わせて設置率100%の状況と報じられております。むつ市内の小・中学校の普通教室においてエアコンは未設置であります。設置に当たっては多額の財政負担が生じることから、慎重に進めなければならないと思います。

文部科学大臣が学校における環境衛生に関わる事項について、児童・生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が平成30年に改正となっておりますが、室温は温度17度以上28度以下が望ましい、湿度に関しては30%以上80%以下であることが望ましいとされております。

本年宮下市長は、コロナ禍の状況下で市内小・中学校を訪問し、児童・生徒の学習状況、施設環境を確認され、一概に全ての小・中学校が同じ環境でないことも伺っております。その中で問題点を具体的に示され、なかよし会の教室のエアコン設置、新型コロナウイルス感染症に関わる補助金で、全教室に扇風機2台を導入していただきました。今年の厳しい暑さの状況で、児童・生徒の環

境衛生が改善されたことに対して、改めて敬意を表したいと思います。

しかしながら、保健室のエアコン未設置につきましては、近年の暑さを考慮すると、児童・生徒の命を守る観点からも非常に重要な課題であると考えます。今年、市内小・中学校の運動会は、本来5月から6月頃に開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、開催時期がおおむね9月にずれ込みました。8月後半から9月上旬に関しては、残暑も続き、運動会の練習をする際にも、屋外での環境が厳しかったと先生からも伺っております。その環境下で万が一熱中症等で体調を崩して、保健室で一時療養する場合に、環境衛生が担保されないと、児童・生徒の命に関わってきます。

以上の点を踏まえて、3点質問させていただきます。

1、市内小中学校の保健室のエアコンの設置状況について。

2、保健室に新設でエアコンを設置した場合、費用はどのくらいかかるのか。

3、エアコンを設置していない保健室における夏期間の暑さ対策を講じているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路の異常等を通報するシステムの導入についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、放課後児童健全育成事業についてのご質問の1点目、市全体の放課後児童クラブ利用者の増加傾向に対する対策についてお答えいたします。放課後児童健全育成事業の登録児童数は、過去5年間において増加傾向にあるものの、令和2

年度は5月1日時点で677人となっており、昨年度と比較して65人の減少、待機児童につきましては23人減少しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目及び3点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 住吉議員のご質問にお答えいたします。教育行政についてのご質問につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してお答えいたします。

市内の小・中学校22校のうち、現在保健室にエアコンを設置している学校は5校となっております。エアコンの設置されていない学校の保健室における暑さ対策につきましては、扇風機や氷など、冷却資材等の準備、風通しをよくするなどの対策を行っております。

今後残りの全ての保健室にエアコンを設置する場合、約6,000万円程度の費用がかかるものと試算しております。いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後の優先課題として考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 道路の異常等を通報するシステムの導入についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、昨年度の道路補修の実績件数は644件となっております。

次に、ご質問の2点目、市民からの問合せの件数についてであります。昨年度の問合せ件数は107件となっております。

次に、ご質問の3点目、異常箇所発見の遅延に

おける損害はこれまでどのくらい発生しているのかについてであります。道路の破損等による事故の損害賠償として、直近5年間に7件、総額27万907円を支出しております。なお、この損害賠償金については市が加入する道路賠償責任保険により全額填補されております。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 放課後児童健全育成事業についてのご質問の2点目、学区外児童が増えている中での課題についてであります。待機児童数につきましては、平成27年度に対象児童を6年生まで拡大したことにより増加しているものであり、学区外児童の増加が直接的に影響しているものではないと認識しております。

次に、ご質問の3点目、コロナ禍における放課後児童クラブの利用が低学年に優先される上で、それに漏れた高学年への支援策についてであります。全国的な新型コロナウイルス感染者の発生状況を踏まえ、感染防止対策の観点から、現在家庭での保育が可能な方については利用を控えていただいておりますが、高学年であっても、ご家庭の事情に応じて、利用を希望する場合は受け入れております。

市といたしましては、むつ市総合経営計画にある児童福祉の充実に向けて、多様な保育サービスの充実、子育て環境の整備・充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） それでは、道路異常等を通報するシステムの導入について再質問させていただきます。

答弁の中で、昨年度の補修件数が644件、市民からの問合せ件数は107件、異常箇所発見遅延における損害件数は過去5年間で7件、約27万円の損害が発生しているということが確認できました。本来であれば発生しなくてもよい損害事案に

なります。

私がこの問題を取り上げる背景には、市民の皆様と対話していく中で一番多く寄せられる相談内容が道路に関する問題であるからです。現状は、相談者から報告を受け、現地で指摘箇所の状況を確認後、異常箇所を撮影して、行政に内容を報告して改善していただいております。

しかしながら、道路等異常があったとしても、市民の皆さんが気づかずにそのまま放置している状況も多々あります。また、危険箇所を発見しても誰にどのように相談したらよいか分からない方もおられます。

少し視点は違いますが、私もスーパーマーケットの店長時代に、週末の繁忙期にお買物の精算後にレジでお客様をお待たせしている状況が続いており、限られた人員の中で努力しても、人手不足の中でできることには限界がありました。それでもお客様をレジで待たせていることへの店に対する不満は増加し、お客様からの顧客満足度は低下していきます。その現状を改善すべく、経営側は他社の成功事例等を検証しながら、新しいレジ導入に併せて電子マネー決済への方向に設備投資をいたしました。そして、導入後レジでお客様をお待たせする状況は改善しました。人手不足における解決策も、最先端機器の導入、ICT等の活用が必要不可欠と身で感じた経験がございます。

先ほど先進事例でも紹介しましたが、他自治体でも同じように導入、改善されている事例が多数あります。そして、高島市は年間900件に上る道路の危険箇所が寄せられております。口頭だけでは場所が分かりにくく、対応が遅くなることもあるそうです。この通報システム導入から3か月間で、市民から約100件の改善情報がアプリに寄せられ、効果が出ております。

以上のことから、安心安全のまちづくりの一環として、道路異常等を通報するシステムを導入す

べきと提案しますが、市のご見解をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 道路の不具合を通報していただく手段として、専用のアプリやLINEアプリなどを導入する自治体が増えてきております。市といたしましても、危険箇所の早期発見、事故などを未然に防ぐために大変有効な情報提供システムであると思われることから、今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。今後市民の安全を確保する意味で、しっかり調査研究していただきたいと思います。

2点目の放課後児童健全育成事業についてですが、コロナ禍において、現在の状況と変わってきていることも確認できました。しかしながら、高学年でも放課後児童クラブに入会希望している家族はまだ少数おられます。その家族にとっては、近くにご両親がいなかったり、預けられない状況の中で相談しているわけですので、悩んでいるご家族に市が寄り添う姿勢に期待し、現在待機している児童への、児童家族への充足率の状況を速やかにアナウンスしていただけるように要望いたします。

続きまして、教育行政について再質問させていただきます。今回なかよし会教室エアコンの設置、また全教室への扇風機2台を設置したことにより、教室等の施設環境が改善されたと思いますが、それに対して保護者または先生からどのような声が上がっているか、もしありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

教育委員会では、本年度市内小・中学校の全ての教室に2台ずつの扇風機を配置しております

が、配置後に訪問した校長先生からは、以前より快適になった、また夏の暑い時期に助かっているというようなよい評価をいただいております。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。私の受けた、聞いた内容と大体合っています。しっかり設置していただいて、そのような意見も上がっていますので、やっぱりそのような環境を整えるというのは非常に重要と思います。

また、市内小・中学校の配置状況も確認できましたが、費用はおおむね6,000万円という事業費がかかると言われました。今回の補正予算で、小学校大規模改修事業費で、苦生小学校が設備の老朽化に伴い、暖房設備と、それに併せて保健室のエアコン設置も整備していただくことになり、非常にうれしく思います。

市長も本年度の小・中学校の暑さ対策で、新型コロナウイルス感染症に係る補助金で全教室に扇風機を2台設置し、昨年度の施設環境と比べ大幅に改善されました。しかし、あくまでも保健室の場合は一時的なものなので、今後の気候変動、暑さ対策を考えると、優先的に整備しなければならないと考え、保健室のエアコン設置は、児童・生徒の命を守る観点からも導入が必要と考えますが、市のご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

先ほど壇上でも申し上げましたけれども、まず保健室へのエアコンの設置、これにつきましては教育委員会といたしましても優先課題というふうな捉え方をしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。優先課題ということで、しっかり今後議論していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。私の声を聞くと眠くなるという方が多くいらっしゃるというふうに聞いていますので、ちょっと午後の眠くなる時間帯で大変申し訳ありませんが、ゆったりと聞いていただければいいと思っています。

今年に入って、新型コロナウイルス感染症が日本及び世界を震撼させています。いまだに特效薬もなく、ワクチンの接種も途上にあります。現在は第3波と言われています。感染者、重症者、死亡者が増え続け、無症状者や感染経路不明者も増加していることから、市民の皆さんは不安な日々を送っていらっしゃると思います。

感染の爆発的拡大を抑え、医療体制を維持、強化し、国民の命と暮らしと健康を守るためには、医療機関や高齢者施設を守るための社会的検査、感染急増地域となるリスクのあるところへの大規模地域集中的検査を推進することと、感染追跡を専門的に行うトレーサーを確保し保健所体制を強化すること、病院、診療所への減収補填など、医

療機関への全面支援を行うこと、地域ごとの支援策を充実させることが求められていると思います。

また、国民の暮らしと営業を守るために、自粛に対しての補償、業者直接支援の追加、延長、生活困窮者への支援、雇用調整助成金や休業支援金で雇用を守ること、苦学学生に給付金や学費の軽減を行うことが求められています。

さて、今日は3点について質問したいと思います。市は、第1波において迅速な対応を取ってきたものと私は評価しております。その後も独自の対策をできる限り取ってきたものというふうに思っています。

そこで初めに、先日の市長の行政報告及び記者会見と重複する部分もあると思いますが、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応についてお伺いします。午前の質疑とも重なる部分があると思いますが、そこはご容赦ください。

1点目として、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応の現状についてお伺いします。

2点目、行政報告や記者会見と、先ほども言いましたが、重複する部分もあろうかと思いますが、市民の中から、県外の感染拡大地域からの成人式への参加者もあり得ることから、不安の声も聞かれています。そこで、成人式の対応についてお伺いしたいと思います。

次に、今年度むつ市一般廃棄物収集運搬業務に関する入札方法の変更がありました。そこで、ごみ収集運搬等の業務委託について伺います。

1点目は、入札の基本方針についてお伺いしたいと思います。

2点目は、入札の現状について、概略を伺いたいと思います。

最後に、私の3月定例会の一般質問後、小学校での医療的ケア児の受入れが広がったり、さらにいわゆるなかよし会での受入れが新しく始められ

ました。そして、今回保育事業所への医療的ケア児の受入れと大きく前進してきたと考えていることから、医療的ケア児保育支援事業について伺いたいと思います。

1点目は、国のモデルケース指定の経緯とこれまでの取組についてお伺いしたいと思います。

2点目は、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

以上、大きく分けて3つの点についてお答えくださるようお願いしたいと思います。

壇上からは以上です。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応についての1点目、市の対応の現状につきましては、11月25日にお伝えした行政報告のとおりであります。今後も感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、成人式の対応につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、ごみ収集運搬等の業務委託について及び医療的ケア児保育支援事業についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応についてのご質問の2点目、成人式の対応についてお答えいたします。今年度のむつ市成人式は、令

和3年1月10日午後1時30分から下北文化会館で実施する予定となっております。当市では、高校を卒業すると多くの若者が進学、就職のためむつ市を離れますことから、出席者の多くが市外からの参加となります。コロナ禍での成人式ということでありますので、式自体の感染予防対策はもちろんのこと、式の前後に対する配慮、例えば美容院、貸衣装店、飲食店などへの立ち寄り、そして新成人を受け入れるご家庭への配慮も必要と考えております。

成人式を開催するに当たっては、うつらない、うつさないといったことを担保するため、式に出席する新成人にPCR検査を受けていただきます。まず、市外在住の新成人にはPCR検査での陰性を確認した後に帰省し、式に参加していただきます。なお、この検査は帰省直前に受けていただくことをお願いいたします。また、市内の新成人には式の1週間程度前に受けていただくことをお願いいたします。いずれにいたしましても、陽性の場合は最寄りの保健所か医療機関に相談していただくこととなります。このような対応により、理美容業や飲食業などの皆様をはじめ、市民の皆様の安心と安全に配慮してまいります。

また、出席者にはPCR検査だけではなく、式の2週間前からは健康管理をしていただくことや、式典会場でも検温、マスクの着用、座席の指定、会場の換気を行うほか、座席の間隔を空け、最大収容人員は50%以内とすること、式終了後の誘導、成人の同伴者の来場はお断りするなど、可能な限りの対策を実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況によりましては、開催の是非も含め判断することとなります。

一生に一度の成人式に新成人の皆さんを万全の態勢で迎え入れ、地域を挙げてお祝いしたいと考

えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） ごみ収集運搬等の業務委託についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、入札の基本方針についてありますが、家庭ごみの収集運搬は、各家庭から地域のごみステーションに廃棄された家庭ごみを種類ごとに曜日を定めて収集し、ごみ処理施設に運搬する業務であり、毎年度入札により1年間の業務委託契約を締結して実施しております。

入札に当たっては、ごみの種類別及び地区別に業務の範囲を区別した上で入札を執行しておりますが、今年度は昨年度までの方針を一部変更しております。昨年度までは、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者により構成される事業協同組合、または個別の一般廃棄物収集運搬許可業者による指名競争入札としておりましたが、今年度は市内の事業協同組合であって市内の一般廃棄物収集運搬許可業者2者以上で構成する組合とする条件を付した一般競争入札としております。

次に、ご質問の2点目、入札の実情についてお答えいたします。過去の入札の結果による契約額の総額の推移を見ますと、直近の5年度分では、平成28年度は2億7,195万4,800円、平成29年度は2億7,222万4,800円、平成30年度は2億2,736万1,600円、令和元年度は2億2,059万1,908円、本年度は2億6,623万3,000円となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 医療的ケア児保育支援事業についてのご質問の1点目、国のモデルケース指定の経緯とこれまでの取組及び2点目の今後の見通しについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

平成28年5月の児童福祉法の改正により、喀たん吸引やインスリン注射などの医療的ケアが必要

な児童への対応は、市の責務として取り組むこととされました。しかし、市内保育施設等では緊急時の対応への不安や医療的ケアを行う看護師の不在などが課題となり、受入れが難しい状況にありました。

そこで、国の医療的ケア児保育支援モデル事業を活用し、医療的ケアが必要な児童が通う保育施設に訪問看護師を派遣して、安全性を確保しながら、医療的ケアと保育が提供できる体制整備に取り組むことといたしました。

初年度である今年度は、実際に保育施設に訪問看護師を派遣し、医療的ケアを提供しながら、関係機関との連携体制を含め、本事業の流れをつくること、保育施設等関係機関に本事業の理解を深めていただくことに重点を置き事業を展開してまいりました。具体的には、受入れ体制や具体的な支援方法を検討する要ケア児検討会やケース相談会の開催、関係機関を対象とした研修会を実施し、事業の周知と取組状況の報告をしております。

今後につきましても事業を継続し、医療的ケアが必要な児童とその家族が安心して生活でき、充実した医療、福祉、保育、教育が受けられるよう環境整備に努めるとともに、むつ市総合経営計画に基づき子供の健全育成の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） まず最初に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応の現状についてなのですが、この前の市長の行政報告等で大分詳しく説明していただきましたけれども、そこで触れられなかった点について少し、重複する部分がありますけれども、再質問したいと思います。

県は、12月1日現在、指定診療・検査医療機関が約170か所ぐらいあると発表していますが、むつ市における指定診療・検査医療機関は何か所かお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） むつ市における県の指定診療・検査医療機関についてお答えいたします。

まず、県は12月1日以降、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、かかりつけ医などの身近な医療機関で相談、検査を行う新たな診療体制に移行しております。この中で、県全体では154の医療機関を指定しておりますが、該当する施設名につきましては非公表とされております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 非公表だということを私も存じ上げていますが、むつに何か所かということもちょっと答えられないという理解でよろしいでしょうか。そういうふうには私は捉えておりますので、次に移ります。

抗原検査の1日の検査可能人数、そして市はまだPCR検査体制は整っているわけではないのですが、これは予定も含めてです。県及び市のPCR検査の1日の検査可能人数が何人かお尋ねしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

現在市内ではむつ総合病院、川内診療所及び脇野沢診療所において、新型コロナウイルス感染症の検査として抗原検査を実施しておりますが、それぞれの検査可能人数については制限があるとは伺ってはおりません。そもそも感染症の検査をする権限や能力は、市にはございません。専ら県の保健所の課題となりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、県のPCR検査の判定可能件数については、抗原検査と合わせて1日当たり375件である

と伺っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。県のほうは大分分かったので、抗原検査の機関も市民の方にはご理解いただけると思いましたので、よかったと思っています。今やっぱり市民の中には、感染しないこと、むつだけが例外というふうになっていらっしゃる方よりも、感染した後どうするかということにどっちかという今関心が向いているので、ちょっと細かい質問になって申し訳ないのですが。あと抗原検査及び、これもちょっと答えられない部分になるかもしれません。PCR検査の費用及び結果判定までの時間、抗原検査の場合はすぐ出ると思うのですけれども、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

細かい質問のほうがとても重要だと私も思っています。今お答えさせていただいた中で、若干聞いている人たちも疑問に思うところがあるので、少し背景についても補足して説明させていただきますと、まずむつ市内における県の指定診療・検査医療機関については、我々自身は何っております。当然むつ総合病院はこれに当たりますけれども、その他公的な機関としては脇野沢診療所、それから川内診療所が当てはまることについては行政報告でさせていただいております。その他民間の機関ということについては非公表の立場を県が取っておりますので、こちらについては件数も含めて申し上げることができないという状況にあります。

現状を申し上げますと、私どもそれで十分だというふうには思っておりません。ですから、市としても民間の検査機関に積極的に働きかける作業を今継続して続けています。そういったある程度

の体制が整ったら、私たちとしては県の今の検査の仕方が変わるのでよと通知を市民の皆様にお知らせをしていくということだと考えています。

それから、抗原検査の1日の検査人数については、制限がありませんという言い方が少しちょっと今聞いている皆さんにとっては難しかったと思うので、補足させていただきますと、来たら来た人数分は必ず検査をさせていただきます。先ほどのむつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所ということについてはそうなります。

ただ、PCRについては今検査機械がそろそろ入りますので、その検査の技師さんですとか、検体の数というのは、これは1日に10程度ということと考えていただければというふうに今の時点ではむつ総合病院から聞いてございます。

今いただいた検査の費用とか判定までの時間ということについては、これは行政検査として医師の判断で行う場合は、これは無料です。ですから、そういう意味では自己負担はありません。無料というか、自己負担はありません。結果の判定までは、抗原検査であれば、今後来るキットはおおむね15分程度、PCR検査については、自前でやる場合は数時間、ただ他の検査機関でやる場合は1日はかかります。場合によっては、検査機関が混んでいる場合は数日かかるということもあり得るというふうな状況となっております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） どうもありがとうございます。大変分かりやすい答弁をいただきました。行政検査の場合は自己負担がないということも、市民の皆さんは安心して受診をできるということですので、大変いいことだなというふうに思っています。

あと次ですが、新型コロナウイルス感染症対応の病床を、今4床ですけれども、患者数が上回った場合の対策、先ほどの午前中の原田議員の質問とちょっと重なる部分があるのですが、この場合

の対策をどうするかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

むつ総合病院の病床が4床ということでございますので、入院が必要な場合、こういった場合ににつきましては他圏域においての対応となりますので、青森市あるいは八戸市のほうへ移送されることになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。

次に、国や県が中心に新型コロナウイルス感染症対策を行うことがもちろん前提にあるわけです。県が主体であることが多いわけで、市ができることというのは限られているということは承知の上で再質問させていただきますが、緊急時における市の予算等の対応も第1波のときのように考えておかなければいけないのではないかなというふうに思っているのですが、そこら辺の予算措置の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

緊急時における市の予算対応ということですが、これまでも財政調整基金などを活用して適宜予算措置をしておったところでありますが、現状12月定例会後ということでの財政調整基金の積立額が7億4,862万円になる見込みとなっております。当然雪の対策がありますが、こうした財源を活用しながら対応することになります。

ただ、どうあっても議会の御議決をいただいた上で対応するというふうに考えてございますので、皆さんとしっかりと議論した上で対応していくということでございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 市独自というのは、やはりある程度限界があるというふうに私も思っていますので、その中で国や県の対応ではそう早く対応ができないという部分も出てくると思うので、ぜひそこら辺も今市長が答弁されたように考えていただければ助かるというふうに思っています。

そこで次に移りますが、学校の休校措置について、第1波のときは一斉休校という措置を取りましたが、これについて、休校措置に対する市としての基準が、教育委員会ですけれども、あるのかということと、あとは一斉休校等も考えていらっしゃるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、教育委員会では、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休校等の措置につきまして、本年3月、既にフローを作成しております。そして、その後7月にそれを改正したもの、これが現在運用されているというふうな状況になっておりまして、これらの作成に当たりましては校長会との間で了承を得ているというふうな状況になっております。

その中では、児童・生徒、そして教職員、家族またはその他学校関係者に感染者が発生した場合、学校での消毒や濃厚接触者の特定などを行う必要がある場合においては、関係する学校のみ教育委員会から臨時休校措置について指示することというふうにしております。また、市内に感染者が蔓延している状況となった場合にも、教育委員会の指示で一斉休校というふうなこともあり得るというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） フローを作成されているということなので、それに基づいてそれぞれの学校に対処すると。市内全体の感染状況を見て、一斉休

校も選択肢の中にはあるということだと受け取りました。子供たちの教育の機会をなるべく保障するという意味でこれを今伺っているのですが、バランスを取るのがなかなか難しいという部分があると思います。子供たちの学習権を保障することと、感染を拡大させないという、ここをぜひバランスを取っていただけて、対処していただければと思っています。

次に、中等症、軽症者対策として、例えば療養施設の確保と、これも午前中原田議員の質問と少し重なるのですが、県との間での進捗状況がどういうふうになっているか、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほども答弁したのですが、まず4床ということでの、他に入院が必要な場合、それ以上の患者さんになったときに入院が必要な場合は、他圏域においての対応というふうに先ほど部長のほうで答弁しました。それはそのとおりなのですが、ただこうした入院患者さんの圏域を超えたやり取りということについての権限というのも私たちにはまずありません。私たち自身が軽症者待機施設をつくれと言われれば、多分すぐできます。けれども、そのつくる権限すら、受け入れる権限すらない。結構ずっとこの感染症に向き合ってきましたけれども、市長というのは、国・県・市がある中でいっても、恐らく中間管理職以下の権限しかない、イメージとしては。

でも、係長が優秀なラインというのは一生懸命成果を出しますので、そういう気持ちでやっていますけれども、今回の軽症者待機施設あるいは無症状者待機施設についての進捗というところでも、これはもうはっきり申し上げて、基準にはもうほぼ100%該当するだろうなという施設を今提案をしている状況です。それも私たちが部長

を中心に市内を駆け回って探した場所で見つけたということですので、そういったところをもう提供していますので、あとは県がしっかり体制を整えるというだけの状況だと思いますが、今の時点でも、繰り返しになりますが、回答はないという状況が続いているということでございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 私の声が淡々として、ちょっとこのトーンですので、眠くなる人がいらっしゃると思うのですけれども、ご容赦ください。余談になりますが、教室でもよく先生の話の聞くと眠くなると言われてきましたので、お許してください。

今の市長の答弁は分かりやすいです、大変。そのとおりだと思っています。努力されていることもよく分かっていますので、私たちはやっぱり県の対応が遅いというのは、本当にそれは思っているのです。やっぱり財政出動も国がやらないと県もなかなかできないという部分もよく分かっていますので、市としてできることを万全を期してやっていただきたいというふうに思っています。

次に、成人式についてですけれども、成人式の参加人数と、そのうち県外からの参加者数を伺いたいと思います。分かっている一番直近ので結構ですので、お願いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

出席状況につきましては、11月30日現在での集計となりますが、出席者は男性172名、女性148名の計320名、県外からの出席者は155名となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 当初の見込みから見ると、県外参加者が少ないという感じが。居住者は七、八割いらっしゃるということだったので、320人中の155人ですから、半分以下ということになるか

と思います。

そこで、参加希望が届きます、そこからPCR検査を受けていただくわけですけれども、参加当日までの新型コロナウイルス感染対策の流れを、先ほども触れられましたけれども、もう一度すみませんが、詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

まず、PCR検査についてでございますけれども、これは成人式に出席する新成人の方全員に受けていただくこととなります。こちらに関しましては、東京都でございます民間検査機関に依頼する予定でございます。

検査の手順といたしましては、まず市が検査キットを購入いたしまして、出席する新成人に送付いたします。手元に届きました検査キットによりまして、ご自身で唾液を採取していただき、返信用封筒に検体を入れ、直接検査機関に速達で郵送していただきます。検査機関に到着後、24時間以内に検査結果がご本人に対しましてメールで送信されることとなっておりますので、その結果を市にも転送いただくとともに、陰性を確認してから帰省していただくこととなります。

なお、検査後につきましては、感染リスクが高まるような場面を避けるなど、感染予防対策に努めていただくようこちらから周知する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 流れについては、大変詳しく説明していただいて、分かりやすかったので、理解できました。キットを送付して、自分で検体を採取するわけですけれども、検体を採取してから1月10日までの間に大体どれぐらいの間隔が空くかというのは、個人によって違うわけですけれど

も、おおよそで結構ですので、一番長い方でどれぐらいになりそうかということは分かりますでしょうか、予測ですけれども。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 感染対策の観点から少し答弁をさせていただきますが、私たちが一番リスクがあると考えているのが市外ですね、もはや市外だと思ってしまうのですが、市外の方々、若い人たちが無症状で感染しているときに帰省してくることがリスクだと思っていると。そこがポイントで、であれば帰省する前の日に検査を受けて、帰省する日に結果が出て、結果が陰性であれば戻ってくることになれば、その後一定の安全性は、むつ市内はまだゼロですから、確保されるというふうに思っています。ただ、それが式の2週間前だろうが、1週間前だろうが、それは同じことだと私たちは思っています。

それからもう一つ、市内にいるお子さんたちになぜ1週間程度前に検査を受けてもらうかといえ、それは偽陽性の対応です。万が一にも、今1,000人受けると9人なので、100分の1以下の確率で偽陽性が出るというふうにもPCR検査は言われていますけれども、間違っただけで陽性が出てしまったときに、もう一回検査をして、陰性だというふうに判定するまでに1週間もあれば大丈夫であろうということから、1週間程度前に検査を受けてもらうということですので、そういう意味では最大のリスクである帰省の直前に検査を受けることによって、来たときには陰性であるということの状態、そこから1週間たとうが、2週間たとうが、12月の中旬に帰ってこようが、12月の下旬に帰ってこようが、1月に入ってから帰ってこようが、そこはあまり変わらないというふうに感染対策の観点からリスク評価をしている。そして、市内の子たちも1週間前に受けてもらえれば、確実に陰性であることを証明した上で式に臨めるとい

うことになるというふうに考えておりますので、そうした観点でご理解いただきたいと思います。

そして、そもそもこの取組自体もむつ総合病院のご指導を受けながら行っていく予定でありますし、感染対策が万全にできないというような全国状況になった場合には、これをちゅうちょなく中止をさせていただきますので、その点もご了承いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ご丁寧な説明、どうもありがとうございます。やっぱり感染予防というのはすごく大事で、本人もかからない、ほかの人にもうつさないという意味では、むつに来て広がるようなことがない対策というのは非常に大事だと思っていますので、そのとおりだというふうに思っています。

あとこれは式典後のことについてなのですが、市でどうこうするという問題ではないのですけれども、一応どういう対策を考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

式典の後で、例えば飲食店に立ち寄るですとかということも考えられますことから、あんしん飲食店のほうに対しまして感染予防対策の周知を既にさせていただいております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ここは成人をされる方々の自分の判断というか、それと飲食店側の迎える側の感染防止対策、これをお願いするしかないのだなというふうに思っているのですけれども、市民が納得できる方法で、成人式のやり方については判断していただきたいなと思っています。

では、2つ目のごみ収集運搬等の委託業者について再質問させていただきます。(1)と(2)

は関連しますので、全体として再質問をさせていただきます。一般廃棄物収集運搬業務に関する入札について、個人または組合による指名競争入札から組合による一般競争入札に変更したということは先ほど伺いました。その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 家庭ごみの処理業務の委託に当たっては、市民の皆様の生活に支障が生じることのないよう、可能な限り業務履行の安定性及び継続性の確保に努める必要があります。事業協同組合による入札につきましては、組合等からの要望を受け、検討を重ね、不測の事態及び災害発生時における対応も考慮した結果として、受託者は個別の事業者ではなく、事業者の集合体である事業協同組合であることが好ましいと判断し、実施したものであります。

また、入札参加者を広く募集するため一般競争入札といたしましたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） いきさつについては分かりました。ちょっとお伺いしたいのですが、やはり指名競争入札よりも一般競争入札のほうが間口が広いというか、様々な事業者が入札できるような形になるわけですが、広く入札できるようにというご答弁がありました。

そこで、今年度の入札から変わったわけですが、市から認可された事業者の数というのは、それ以前と後で変わっているかどうかは分かりますか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

変わりはございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 変わらないということになると、広くということを考えれば、今年度前までは組合と個人事業者が、個人事業者というか、単一の事業者が入札できるようになっていたという制度から、今年度は組合、多分3つだったはずですが、3者になるので、逆に狭まるのではないかという感じを持っているのですが、その点についてはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

確かに事業協同組合を条件に付したということで、参加者自体は3つということにはなりますが、あくまで入札に参加するかしないかにつきましては業者さんの判断ということで考えておりますので、その辺については、参加するかしないかについては業者さんのほうで判断してもらって、入札のほうを執行したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 入札についてはそれぞれが判断して決めることですから、そのとおりだと思います。

もう一つお伺いしたいのですが、保証人制度を前に、おとしまででしたか、つけていたと思うのです。今保証人制度をつけていませんが、変更した理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

保証人制度は、本業務委託のこれまでの履行状況を勘案いたしまして、保証人がなくても受託者が契約を履行できるものと判断し廃止したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 一応確認ですが、保証人制度をなくすことで、業務の安定性や不測の事

態に対応できる状況が担保されているというふうにお考えだということによろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 先ほどの答弁の中で、組合の条件とした中に2者以上の一般廃棄物収集運搬許可業者で構成する組合とする条件を付したことにより、これが担保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ごみ収集というのは、市民生活と密接に関係していますので、市民生活に支障を生じないように、業務履行の安全性や継続性の確保、そして不測の事態、災害時における着実な対応と、市で考えていること、特にそのほかに事業の透明性と公正を今後さらに確保されることをお願いして、この件については再質問を終わりたいと思います。

最後に、医療的ケア児の事業についてですが、(1)の国のモデルケースの件についてですが、モデルケース指定のメリットがどういうところにあるのかということと、事業費用の規模と費用負担割合を教えてくださいたいと思います。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

モデル事業のメリットとしては、国の補助金を活用できること、訪問看護を活用しての事業実施が可能であることが挙げられると思います。

今年度の事業費につきましては総額約320万円で、費用負担割合は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となっております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。やはり事業所としては、看護師を雇うということは大変なことだと思います、人件費が一番やっぱり高

いですから。そういう意味では、ある意味では私は訪問看護をそこにできるようになったということは画期的なことではないかというふうに思っています。

もう一つ、最後に、来年度もこの事業を継続していくというご答弁がありました。それに加えて、医療的ケア児の範囲を広げていく考えはありなのかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

本事業において、対象となる医療的ケアについて限定しているわけではありませんので、医師の許可、医療的ケアが必要な児童の状況と保育施設の受入れ体制、医療的ケアの提供体制を整えば、今年度実施している医療的ケア以外のケアも可能となります。

しかし、医療的ケアが必要な児童を安全に受け入れるためには、保育施設の受入れ体制や市のサポート体制の整備、人材確保など多くの課題があり、希望する方を受け入れることができない場合も想定されます。

今後は、今年度の取組の評価をしっかりと行っただ上で、青森県医療的ケア総合支援事業である多職種コンサルテーションチームの活用等も検討し、必要な方が必要な支援を受けられるようにしていきたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。医療的ケアが必要な子供たちを限定しているわけではないと。できれば、条件がそろえばぜひ広げていきたいというご答弁をいただいたと思います。子供たちの療育、保育、教育を適切に受ける権利というのは大変大事なことだと思いますので、これからもぜひ広げていっていただきたいというふうに思います。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（大瀧次男） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。17番岡崎健吾議員。

（17番 岡崎健吾議員登壇）

○17番（岡崎健吾） 17番、会派名未来への轍の岡崎健吾です。むつ市議会第246回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を行います。

質問の1点目、行政評価制度についてお伺いいたします。行政評価制度とは、行政改革の不断の取組として、簡素で効率的な市政運営実現のため、政策や事務事業について、必要性、効果性、効率性の観点から評価し、その結果を政策決定や予算編成等に反映していく制度です。むつ市においては、平成20年3月にむつ市行政評価委員会条例が制定され、平成25年度第1回の施策評価会が開催され、その後平成27年度までの結果報告書も市ホームページに掲載されております。

しかし、平成28年度以降の結果報告書については掲載されておられません。むつ市行政評価実施要綱を見ても、確かに毎年実施するとは書いてはおりませんが、第5条で「評価がすべて終了したときは、遅滞なく、その結果を市ホームページに掲載する方法その他市長が適当と認める方法により、公表しなければならない」となっております。平成28年度以降は施策評価会が開催されたのかど

うか、また開催されたのであればその公表はどのようになっているのかをお伺いいたします。

質問の2点目、市営住宅及び教員住宅についてお伺いいたします。本年4月1日から改正民法が施行されました。この中の賃貸借契約の改正において、賃借人の原状回復の範囲に通常損耗分や経年変化分は含まれていないことが明文化されております。民間賃貸借住宅の場合は改正民法が適用されますが、自治体保有の賃貸物件、すなわち市営住宅についてはいかがでしょうか。

現在むつ市においては、入居者の保管義務として、むつ市営住宅条例第28条及び第30条において、修繕費用の負担、入居者の保管義務等が規定されておりますが、改正民法施行後における市営住宅入居者が退去する原状回復義務の範囲について、現在どのような状況なのかをお伺いいたします。

また、このたび施行された改正民法では、個人根保証契約の保証人の責任として、極度額を設定しなければ、その効力を生じない旨規定されております。国土交通省は、公営住宅の入居に際し、独居高齢者の方々が保証人を確保することがより一層困難となることを懸念して、保証人に関する規定を標準条例から削除しております。このことについても、むつ市においてはどのように対処しているのかも伺いいたします。

次に、教員住宅についてお伺いいたします。旧町村の川内、大畑、脇野沢地域では、児童・生徒数の減少により、これまで学校統合が図られてきました。これに伴い、教員住宅に入居する先生方も減少している状況にあります。現存している多くの教員住宅は、教育財産として財産台帳に記載されておりますが、将来的に幅広く利活用するためにも普通財産にするべきではないかと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

教育について2点ほどお伺いいたします。

1点目は、午前5時間授業についてであります。

過去2回の学習指導要領改訂で、小学校の授業時間数は少しずつ増え続けている現状にあります。新学習指導要領への移行で、授業時間の確保が喫緊の課題に挙げられる中、打開策の一つとして注目されているのが午前5時間授業です。現在多くの小・中学校は、昼食前に4時間授業を組んでおりますが、他県の一部の学校では5時間授業を組んでいる学校もあるようです。多くの小学校は午前中に45分授業、中学校は50分授業をそれぞれ4コマ設けることが一般的となっておりますが、学校長の裁量で、1コマ当たりの授業時間数も午前、午後の授業時間数の振り分けも決めることができます。

午前5時間授業のメリットとして、学習指導要領改訂に伴う授業時数の増加に対しても授業時数を十分確保ができること、また早寝早起き朝ごはんを推奨し、生活リズムを整えることができるなどが挙げられておりますが、午前5時間授業について、教育長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、国語力についてであります。2020年に小学校でスタートし、中学校、高校と順次実施された新学習指導要領では、小学校の3年生から外国語活動が必修化し、5年生、6年生は評価が伴う教科となり、中学校でも英語による授業が始まりました。英語教育そのものは大変重要であり、国際化が進む中、母語以外の言語を身につけることはスキルとして大いに役立ちます。明治時代以降の日本の近代文化も、西洋化の技術や文化を輸入することで発展してきました。

しかし、英語を身につける上でも根本的には国語や日本語の教育が最重要であり、今後人々の生活を取り巻く環境がこれまで以上に急速に変化していくことが予想されるこれからの時代を考えると、国語力の重要性について改めて認識する必要があります。英語教育も非常に重要ではありますが、その基礎となる国語力の向上につい

て、教育長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政についてのご質問、行政評価制度についてお答えいたします。行政評価につきましては、平成28年度以降は、むつ市のまちづくりを進める上での最上位計画でありますむつ市総合経営計画におきまして、原則として全ての事務事業を体系化するとともに、KPIを設定し、毎年度PDCAサイクルを運用することにより、施策の評価を行っているところであります。また、評価の結果につきましても、毎年度市のホームページにおいて公表しております。平成28年度以降は、こちらで行政報告を行っているというふうに理解をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公営住宅についてのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

公営住宅についてのご質問のうち、教育委員会ですら所管する部分についてお答えいたします。市内の教員住宅については、現在川内町・木地区及び脇野沢渡向地区教員住宅のみ教職員が入居している状況にあります。

教育委員会といたしましては、教職員の入居の動向や施設の状況を確認し、今後他の用途として利活用が見込まれるような場合には、市長部局と協議の上、普通財産に移行することについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

次に、教育についてのご質問の1点目、午前5時間授業についてお答えいたします。この取組の主なメリットとしては、授業時数の確保、児童・生徒の放課後時間の充実、教職員の多忙化解消等が挙げられる一方、デメリットとしてトイレ休憩や教室移動の時間が十分取れなくなったり、給食の開始時刻が遅くなったりして、児童・生徒に負担をかけることが考えられます。また、登校時刻が早まることによる学区外通学の家庭や遠方から通う教職員の負担、放課後の子供の居場所づくりも大きな課題と考えられます。日課表の作成は、校長の権限で行うことになっており、毎年見直しが行われているものの、市内で日常的に午前5時間授業を導入する小・中学校がないのは、このようなデメリットを考慮してのことだと思われま

す。

教育委員会といたしましては、現在市内一斉に導入することは考えておりませんが、先進的に取り組む全国の学校の動向を注視しながら、一層教育の質を高める工夫を探ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、国語力についてお答えいたします。新学習指導要領では、言語能力を全ての学習の基盤となる資質能力として重視しており、特に国語科の役割は大きいとしています。各学校では、国語科で話す、聞く、書く、読む能力や語彙力をしっかり身につけさせ、その力を他教科の言語活動に生かす等、教科の枠を越えた授業改善に力を注いでおります。その成果として、今年度のむつ市総合学力調査では、受検した全学年の国語の正答率が全国平均を上回る結果が得られました。

教育委員会といたしましては、国語力をこれからの時代を生きる児童・生徒に必要な不可欠な力と捉え、実生活で生きて働く言葉の力を一層高める

ために、学校訪問や研修講座の内容を充実させ、教師の授業力向上を図るとともに、読書活動の推進、新聞の講読授業の継続等に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 公営住宅についてのご質問のうち市営住宅についてお答えいたします。

市営住宅退去時の原状回復につきましても、民法の規定が適用されることとなりますが、市では従来から日常生活によって生じる通常損耗及び建物設備の経年劣化による損耗につきましては、原状回復の範囲に含めておりません。退去時には、入居者の使用による損壊や著しい汚れが生じた箇所の修繕に要する費用を負担していただいております。

次に、保証人の現状についてであります。市営住宅への入居に際しての保証人の取扱いにつきましては事業主体の判断に委ねられており、市では市営住宅使用料の滞納の抑制と緊急連絡先の確認という観点から、原則2人の連帯保証人を求めています。本年4月からの改正民法の施行に伴い、新たに連帯保証人となられる方につきましては、当初の市営住宅使用料の12か月分を限度として保証していただくこととしております。

なお、入居時に連帯保証人の確保が困難な場合には柔軟に対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） それでは、通告順に従いまして、再質問をさせていただきます。

まず、行政評価制度についてですが、まち・ひと・しごと創生関連施策の実施に当たっての基本方針の中で、政策の5原則の一つとして「結果重視」を掲げております。これは、先ほど市長も言いましたが、明確なPDCAメカニズムの下に、

短期・中期の具体的な数値目標を設定して、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行うものです。

そこで、一般論として、地方公共団体から自ら行政評価の課題として認識している点の一つとして、1、内部評価に要する事務負担が大きいこと、2、定量指標、目標の設定が困難であること、3、職員の意識改革に結びついていないこと、4、予算編成に反映できていないことなどが指摘されておりますが、市においてはこのことについてどのように認識されているのかをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

行政評価の課題として、内部評価に要する事務負担が大きいことというまず1点目については、これも私公務員でしたので、そういう部分は感じたことは、実際職員としてあります。ですから、恐らく市役所の職員もその点は感じているところはあると思いますが、これをしなければ前に進めませんので、一つの業務としてここは理解をしてほしいと。

定量指標、目標の設定は困難であるということも問題だと言っていますが、そこは私たちはしっかりと今定量目標をつくって、この計画の中に反映させています。例えばですけども、今無作為に開いて見ますと、企業誘致ですとか創業件数ということで、平成33年度までの目標値として企業誘致10件とか、あるいは創業件数18件とか、そういう目標が明確に定まっていますので、こういった目標を明確にすることは非常に大事だと思っています。

職員の意識改革に結びついていないことということは、一つ一般論としての問題はあろうかと思いますが、我々としてはこうした計画をつくり評価をすることで、意識の改革にも取り組んでいるというふうに理解をしています。

また、予算編成への反映ですけども、予算編成のシートの中には総合経営計画との関係を言及する部分もございますし、そういった部分では予算とも連動させた上で、施策の評価をしながらむつ市では行っているということだと理解をしています。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 今指摘した4点については、市長といいますか、市のほうでも十分理解してできているのかなと思います。

そこで、外部評価の実施と評価結果及び予算への反映状況を公表することが重要であり、こうした第三者チェックによる緊張感が評価結果の改善につながる取組を促進すると思います。

こうした改善を図っていくためには、評価と改善に関わる職員の負担を軽減し、取り組む意欲を高めることが必要です。評価シートに記載すべき情報や組織間調整など評価に要する目的に即して、できる限り絞り込むとともに、問題点を発見し、改善を実現した組織や職員が評価される仕組みを検討するなど、職員が負担に見合う成果ができるようにすることも重要であると思います。このことについては、先ほどとちよつと重複する点もあるかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々としては、やりがいのある職場づくりに向けて、モチベーションの向上ですとか、事務処理能力を高めるための研修などによる人材育成ということはもちろん努めています。

直接的なその点の施策については、実は平成28年の4月から人事評価制度を開始しております。これは、職員それぞれが業績評価シートに目標を設定して、5月中には評価者による面談を実施すると。2月には、設定した目標がどれぐらい

達成できたかを業績評価シートに記載し、併せて能力シートも作成をします。これらを基に評価者のほうで評価をして、総務課に提出して、総合評点をつけていくということを平成28年から実施しています。

ただ、今現状はこれは実施しているというところにとどまりますので、来年度からはこうした評価を勤勉手当にまず反映するということと、これは1年間の評価になりますので、来年度の勤勉手当に反映させるということと、再来年度からは昇給に反映させるということで現在進めておりますので、そうしたことも併せて、職員がその成果が実感できるというような形にこれからそして、モチベーションの向上、これを図っていききたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 最後に1つお願いなのですが、先ほども言いましたように平成28年度以降がホームページに掲載されていない。やはり変更になった場合、このような理由で変更になったと、そういうのを書いておけば、市民の方々にも分かりやすいのかなと。そういう小さいことではありますが、それが市長がよく言われているやさしさでつながるまちづくりにもつながっていくのだろうと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、市営住宅についてですが、市営住宅についてはヒアリングの際に担当者からかなり詳しい説明があって、そして私も熱心にヒアリングを継続させたせいか、再質問はないのですが、要望を2つほどお願いをしたいと思います。

1つ目は、今後高齢者の増加等により市営住宅の保証人の確保が困難になるとともに、十分懸念されるので、住宅困窮者の方々に対しては、市営住宅が確実に供給されるように対応をしていただきたいと思います。

2つ目は、従前の入居者と新たに募集する入居

者の中には、改正民法の内容をよく理解されていない方もいるのではないかと推察されますので、その辺のところをしっかりと説明していく必要があると思います。

令和3年度当初から市営住宅入居時に混乱が起きないように、十分な周知徹底も重ねてお願いをしたいと思います。

次は、教員住宅についてであります。現在入居しているのは川内、脇野沢地区ということですが、現時点でむつ、川内、脇野沢、大畑、教員住宅の戸数が幾らあって、入居者がどれくらいなのか。

そして、また老朽化等により使用不能となっている教員住宅の戸数及びそれについて、今後どのように考えているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

市内各地区の教員住宅の戸数と入居状況について、まずお答えいたします。川内地区の教員住宅は17戸ありますが、現在入居可能となっているのは、先ほど話のありました・木地区の11戸のみでありまして、現在5戸が入居しております。大畑地区の教員住宅は10戸でありまして、入居者はありません。脇野沢地区の教員住宅は17戸ありますが、入居可能となっておりますのは渡向地区の10戸のみでありまして、現在6戸が入居しております。旧むつ市の地域の教員住宅は3戸でありまして、入居者はございません。・木地区と渡向地区以外の住宅につきましては、現在使用を中止している状況でございます。

入居できない教員住宅の今後ということでございますけれども、使用を中止している住宅のほとんどが、再利用のためには改修を必要とする状況でございますことから、今後解体等も視野に検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） かなり空いている住宅、それから使用不能な住宅があるようでございますが、地方自治法238条の2では、「普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない」となっています。教育財産として用途がなくなった資産を管理、処分、制限される行政財産として保有することは、今後の円滑な有効活用や処分を妨げる可能性があります。

平成28年3月に作成されたむつ市公共施設等総合管理計画、重点的取組事項として、廃校等の利活用推進の中で、校舎、体育館、教員住宅については、市民全体の利益にかなうような利活用を推進するとしています。ぜひ早期に実施していただきます。

今回教員住宅を一般質問で取り上げたのは、以前から、万が一が下北で新型コロナウイルス感染症が発生して、その場合病床数が4床しかないといざというときに、特に川内の教員住宅は比較的新しいです。そういうのを何とか利用できないかと、そう思っていたのですが、ただ先般新聞報道や市長の行政報告を聞いて、改めて県の不誠実さといいますか、そう感じたのは私だけではないと思います。県は、もっともっと真剣に地域の実情を考えて、迅速に対応をしていいと思います。

実は・木の教員住宅、私が川内町教育委員会時代に担当して建設したという、そういうのもちょっとありますので、非常に使用されていないのが気にかかっています。ですから、早期に利活用の対策を実現させていただきたいと思います。

次は、午前5時間授業について再質問をさせていただきます。現在はまだ考えていないということですが、午前中5時間授業が導入される

ことにより、子供たちの下校が早まり、先生方の教材研究や授業の準備、研修の期間が確保できると思います。特に下北地方は、冬期間は日暮れが早く、午後4時を過ぎれば通学路はかなり暗くなっています。その地域に合った方法も選択肢の一つではないかと考えます。

平成12年度から試験的に実施し、平成21年度以降完全午前5時間授業を実施してきたある学校では、早寝早起き朝ごはんと同時に学力の向上が図られたそうです。また、午前5時間授業により生み出された余裕の時間を活用して、いろいろな活動や補習授業ができたと校長先生は言っています。

いろんなメリット、デメリットはあるかと思いますが、例えば試験的に週1日だけを実施してみる、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

現在学校行事、そういうふうな実施に伴いまして、午前5時間授業を数日間限定的というふうなことで実施している学校もあるわけでございますけれども、さらにその日数が増え、生活リズムが日によって変わるといふふうなことによりまして学校生活に支障を来す、このようなおそれも考えられるというふうに思っております。

試験的に実施することにつきましては、あくまでも各校長の裁量というふうなことになるわけですが、教育委員会といたしましては、先ほど壇上でも申し上げましたが、今岡崎議員のお話のようにメリットの部分もありますけれども、デメリットの部分というふうなものもあるということで、やはりそういうふうなデメリットの部分というものをいかに解消していくかというふうなことの明確な考え方、方法、そういうものが確立されなければ、簡単には導入というのは難しいのかなど、このように考えておりますので、現時点で

は考えていないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 最後に国語力について再質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁では、正答率は国語については全国平均を上回っていると。これは、先生方が非常に頑張っているなというふうに思います。英語の運用能力も総じて国語の運用能力が基本になっていると思います。この点においても、国語が果たしている役割は非常に大きい。

英語の授業数は増加になってはいますが、例えばそのことが国語の授業時数への影響力はなかったのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

英語の授業時数の増加というふうなことに関連して、逆に国語の授業時数に影響はなかったのかというふうなことでございますけれども、授業時数そのものには影響はございません。これは、平成20年度に改訂されました学習指導要領以降、国語の授業時数については変化はないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 国語力がその人間の能力を構成する大きな要因になっていると言われております。近年の日本の国語力をめぐっては、言葉遣いや語彙、発表能力や文章作成能力など、問題を指摘する声が上がっています。

これらの問題点の一つとして、読書量の低下が挙げられています。全国学校図書館協議会の調査では、2019年5月の1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.3冊、中学生は4.7冊と低い水準となっております。国語力を一層向上させていくためにも、学校、家庭での努力の推進を図らなければ

ならないと考えますが、これについてどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、今年度のむつ市総合学力調査、こちらの意識調査では、本や新聞を読んでいると答えた児童・生徒の割合は全国を上回っておりました。特に中学校2年生は、10%以上が上回る結果というふうなことでございます。

各学校では、日常的な朝読書、そのほか国語や総合的な学習の時間に図書を使った学習をする、様々な場面で読書指導が行われているというふうな実情でございます。また、児童会、生徒会の図書委員会が中心となりまして、主体的に読書推進活動に取り組む、このような学校もございます。

教育委員会といたしましては、読書は国語力を高める、これはもう間違いのないことだというふうに思っておりますし、これは生涯学習にもつながっていく重要な学びであると、このように認識しておりますので、今後ともその推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 東北大学の教授が、「脳科学から見た学力と生活習慣の因果関係」という基調講演で、スマートフォンなどの電子機器の操作が学力の低下を招くことや、読書の習慣や朝食内容が学力と関係すると言っています。市内の学校においても、読書活動についてはいろいろ工夫されているとは思いますが、教育委員会においてもぜひ読書の習慣化をさらに推進していただきたいと思っております。

最後になりますが、市長、今日は何の日かご存じでしょうか。実は今日は、12月3日は妻の日だそうです。1年の最後の月である12月に、1年間の妻の労をねぎらい、感謝する日だそうです。

す。師走に入り、何かとご多忙とは思いますが、妻帯者の皆さんは今日は早めに帰宅し、一言勇気を出して言いましょう、「ありがとう」と。

終わります。

○議長（大瀧次男） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

ここで、2時50分まで暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎野中貴健議員

○議長（大瀧次男） 次は、野中貴健議員の登壇を求めます。5番野中貴健議員。

（5番 野中貴健議員登壇）

○5番（野中貴健） こんにちは。一般質問初日ラストバッターの5番、市誠クラブの野中貴健でございます。むつ市議会第246回定例会に当たり、通告に従いまして、2項目7点の質問をさせていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスが日本で確認されてから、早いもので11か月がたとうとしております。いまだに終息の兆しが見えないまま、季節性インフルエンザの流行する時期になりました。幸いにも季節性インフルエンザの流行する気配は今のところありません。手洗い、うがいの徹底、マスクの着用、3密回避などの感染予防の徹底、新しい生活様式が浸透しているのか理由は定かではありませんが、いずれにいたしましてもインフルエンザが流行していないことに対し、安堵しているのは私だけではなく、多くの市民が感じているところだと思います。

今日現在でも、むつ市及び下北管内での新型コロナウイルスの感染者が出ていない背景には、市長はじめ市職員が昼夜を問わず懸命にあらゆる対策を講じ、それを全ての市民が確実に実践しているからこそ、新型コロナウイルス感染者が出ていない状況をつくっているものと思っております。市民の皆様のご努力に対し、心から感謝申し上げます。

しかしながら、まだ先の見えない問題ですので、健康には十分留意していただきながら、一日でも早く笑顔あふれる日常に戻れることをお祈りいたします。

さて、1項目めの質問として、児童、生徒の健康についてお伺いいたします。コロナ禍の中で、3月の小学校、中学校の臨時休校から始まり、4月は全国に緊急事態宣言が発せられ、児童・生徒は外出自粛となり、家の中での間食が増え、部活動やクラブの練習、外での遊びができないなど、行動範囲が狭くなり、運動不足から成る肥満になりやすい状況、いわゆるコロナ太りの心配が懸念されておりました。テレビでも終日自宅でできる体操、運動を紹介するなど、運動不足解消法を連日取り上げておりました。

運動不足による肥満、肥満症について調べてみると、食べ過ぎなどの食生活の乱れや運動不足が主な原因で肥満が引き起こされるとありました。放置しておきますと様々な健康障害を引き起こす可能性があり、高血圧や糖尿病、脂質異常症などが誘発される危険性が生じ、さらに動脈硬化を促進してしまい、狭心症や心筋梗塞、脳梗塞などの血管性病変を生じる可能性が高まるとあり、改めて肥満という身近にある症状の怖さを痛感したところであります。

さて、むつ市学校保健会報、学校保健調査の肥満傾向児数及び肥満傾向児出現率の資料を見ますと、むつ市の小学校、中学校に通う児童・生

徒の肥満傾向児出現率が平成30年度では、小学校1年から中学校3年までの男女全ての学年で県平均、全国平均を上回っており、令和元年度も前年に比べますと多少数値は下がっているものの、2つの学年を除いて、やはり県平均、全国平均を上回っておりました。海の幸、山の幸の豊富な食文化の地域性なのか、インスタント食品の摂取量が他市町村より多いのか、はたまた広い当市ですので、自家用車で登下校時での送迎をする家庭の割合が多いのか、理由は分かりません。

以上のことを踏まえて、1項目目の児童、生徒の健康についての質問の1点目として、市内の小中学生、中学生における肥満傾向児の出現率が県平均より高い水準にあるが、これまでの取組についてお伺いいたします。

2点目に、その肥満傾向児の出現率が高い水準にあります。理由として、何が原因と考えられるかお伺いいたします。

3点目に、スポーツテスト、体力測定などを各学校で行っていますが、その実効性について反映されているのかお伺いいたします。

4点目として、県の平均に少しでも近づけるための今後の取組についてお伺いいたします。

2項目めに、市内の体育施設についてお伺いいたします。本年9月に、むつ市民待望のむつ市総合アリーナ、むつマエダアリーナが宮下市長初当選時からの熱い思いと市職員の知恵と努力の結晶としてオープンしました。プレオープンでは、下北地方中学校体育大会夏季大会、中体連でバスケットボールとバレーボールの競技が行われ、特にバスケットボール競技ではプロ仕様のセンターコートでの試合が行われ、中体連自体の開催が危ぶまれていた中、代替大会とはいえ中学3年生にとっては最後の大会ですので、選手はもちろんですが、保護者の皆さんも大変喜んでおりました。

10月10日、11日に、こけら落としイベントとし

てBリーグ青森ワッツのホーム開幕戦が行われ、プロバスケットボールの迫力のあるプレーを肌で感じ、素晴らしい試合を観戦した子供たち。この未来ある子供たちの中から一人でも多くのプロバスケットボール選手が誕生し、むつマエダアリーナでプレーする姿を一日でも早く見られるように期待しています。

むつ市では、第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標において、1つ目に「地域に活力 しごとあふれる 希望のまち」、2つ目に「あふれる魅力 ひとがあつまる 希望のまち」、3つ目に「かがやく未来 子どもはぐくむ 希望のまち」、4つ目にスポーツ・レクリエーション活動の充実なども含まれる「誇れるふるさと ところ安らぐ 希望のまち」と、4つの基本目標を掲げております。

そうした中でのスポーツ環境の整備、充実のために、アリーナ建設のほかにも、釜臥山スキー場第1リフト工事、むつ運動公園陸上競技場第2種公認更新工事など、限りある厳しい財政の中においても、市民の健康促進、生涯スポーツ社会への実現に向けて取り組んでいることに市民も安心しているのではないかと私は感じております。

しかし、その一方で少子化の影響による利用客の減少や施設の老朽化に伴い、川内地区の於法岳スキー場や大畑地区の兔沢スキー場の廃止、既存する体育施設においても、川内体育館は32年、大畑体育館に至っては利用開始からこの12月で51年目を迎えており、市内中心部の体育施設が充実されていく中、旧町村の今後の体育施設の在り方や対応が問われていくことと思っております。

むつ運動公園においても利用開始から52年が経過していますが、陸上競技場、野球場、スポーツ広場、庭球場、交通広場など、大規模、中規模の改修工事を重ねて、多くの市民が利用する重要な体育施設の役割を果たして、ナイター設備も

充実しており、夜もスポーツを楽しめ、週末などは各大会が開催され、いつも選手や応援する人たちでにぎわっている場面を見かけております。

しかしながら、広い敷地の運動公園の割には、駐車場のスペースが少ない、トイレの設置数が少ないなど、利便性に疑問を感じる利用者も中にはおられ、利便性をより多く向上できれば、今まで以上に市民に愛されるすばらしい運動公園として、また春には桜満開を心待ちにしている市民の憩いの運動公園として活用できるはずだと思っております。

以上のことを踏まえ、2項目めの体育施設についての質問の1点目に、まだ利用開始から3か月しかたっておりませんが、むつマエダアリーナの利用状況及び利用料金について問合せがあるかお伺いいたします。

2点目に、むつ運動公園内の施設の利便性についてお伺いいたします。

3点目として、大畑体育館の老朽化に係る今後の見通しと対策についてお伺いいたします。

以上、2項目7点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、体育施設についてのご質問の1点目、むつマエダアリーナの利用状況及び利用料金についてお答えいたします。9月の供用開始から多くの皆様にご利用いただき、延べ利用者数は約1万8,500人となっております。内訳といたしましては、アリーナの貸切り利用約1万5,700人、個人利用97%がボルダリング室の利用で、2,800人となっております。アリーナ貸切り利用の競技別では、バスケットボールが一番多く、次いで卓球やバレーボール等となっております。

また、プロスポーツの興行では、10月に開催されたBリーグ青森ワッツ開幕戦のほか、市民の皆様の健康づくりの場として多様に活用されている状況です。

なお、利用料金に関する問合せについてですが、現在のところ苦情等はございません。

次に、ご質問の2点目、むつ運動公園内の施設の利便性についてであります。むつ運動公園内駐車場の駐車可能台数は約139台、トイレにつきましては野球場、陸上競技場、テニスコートハウス等の競技施設内に設置されているほか、屋外トイレが2か所の計5か所設置されております。

今年度、陸上競技場につきましては第2種公認更新工事を実施し、国立競技場と同じ国際規格のマーキングで仕上げたほか、トイレの改修も行っております。来年の春には、市民の皆様にリニューアルした陸上競技場をお披露目したいと考えております。

今後も各競技施設の老朽化及び公園全体の利用状況の把握に努めながら、利便性の向上が図られるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、むつ市大畑体育館の老朽化に係る今後の見通しと対策についてですが、大畑体育館の今後につきましては、施設の老朽化、利用状況等の把握に適切に努めながら、その在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、児童、生徒の健康についてのご質問の1点目、小・中学校におけるこれまでの健康教育の取組についてお答えいたします。各学校においては、養護教諭を中心として肥満傾向の子供に対し

個別の相談と体重計測を定期的を実施し、生活習慣の改善に向けて支援をしております。また、保健だより等において早寝早起き朝ごはんを各家庭に呼びかけたり、マラソンや縄跳びなどの運動を始業前や業間に実施したりするなど、子供の実態に合わせて工夫ある取組が実践されております。

次に、ご質問の2点目、肥満の原因についてですが、日常の食生活や運動不足、インターネットやゲームの普及による生活様式の変容など様々な原因が絡み合っているものと考えられますが、いずれも全国的な傾向と変わりはないものと考えております。一方、小学校入学後に肥満傾向が急に強まるものではないことから、乳幼児期からの食生活が影響していることも考えられます。

次に、ご質問の3点目、各学校で実施されているスポーツテストの実効性についてですが、教育委員会では各学校に対しスポーツテストの結果を分析した上で、体力向上計画の作成及び提出を依頼しております。この体力向上計画は、児童・生徒の実態に応じて、必要とされる運動に意図的、計画的に取り組ませることにより、苦手な運動の克服を狙いとして作成しているものであります。具体的には、マラソンや縄跳びのほか、体育の時間の準備運動で、柔軟性や瞬発力の向上のために一定期間特定の運動に取り組ませるなど、スポーツテストの結果を踏まえて実施しております。こうした取組の結果、小学校では県平均に届いていない種目でも、中学校では16種目中15種目で県平均を上回るなど、成果が現れております。

次に、ご質問の4点目、今後の取組についてですが、教育委員会では健康教育の一環として「健康の未来」を変えるプロジェクト授業を平成28年度以降、市内延べ10校の小・中学校において実施してまいりました。授業の前半で主に生活習慣病の予防について取り扱い、後半では弘前大

学大学院医学研究科の中路重之特任教授から指導、助言をいただくことで、子供たちが健康の大切さに気づくとともに、学んだことを家族へ伝えようとするなど、健康に対する意識の向上が見られております。

教育委員会といたしましては、肥満傾向児の減少には家庭の協力が必要不可欠であると考えております。そのため、今後ますます家庭と学校との連携が深められるよう、子供たちの健康保持増進の基盤をなす取組の一層の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず、1項目めの肥満傾向児の出現率のほうですけれども、今教育長から答弁がありましたけれども、これは教育行政だけではとても解決できる問題ではありません。先ほどのとおり家庭の協力なくしてはとても解決できる問題ではありませんけれども、より一層これからも家庭と学校の距離を縮めながら、少しでも肥満児が少なくなるような対策を講じていただければなと思います。

2点目のほうですけれども、全国的にも、むつだけではなく、食生活、ゲーム、これはどこでも同じことだと思っておりますけれども、ただしその中でもやはりむつ市が多い。このほかにも当然理由はいろいろあるのですが、一概にこれだということはないのでしょうかけれども、では何でむつは、青森県も全国的に見ても五本の指に入るほどワーストにあるのですが、その中においてむつ地区はまたそのさらに上に行く、パーセントが高いと。その辺に関して、例えばですけれども、これももしかすると要因なのかなと、もしあれば、ご所見があればお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えになるかどうか分か

りませんが、壇上でも申し上げましたように、やはりこれは全国的な、議員がおっしゃるように全国でも同じような傾向にある中で、特に青森県、それからむつというふうなところは、さらにそれが顕著だというふうなことでの理解はしております。

ただ、それが地域性と一言でくくって言えるものなのかどうか。やはり食生活であったり、こういう雪国というふうな中での冬期間での運動というもの、こういう在り方も以前に比べて変容してきているというふうなものは1つは考えられるのかなとは思っておりますが、決定的にこれが原因であろうというところはまだまだ研究の余地があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、一概に理由というのは分かりませんが、それでも少しでも来年度以降、肥満傾向児の率が下がるように努力をしていただきたいと思います。

4点目の取組についてですけれども、先ほども答弁いただきましたが、家庭での協力、そして就学前に保育児、幼稚園児ですけれども、そちらのほうの食育というのも大事ですが、昨日市長のほうもゆきのご保育園で「鬼滅の刃」の姿をしながらいろいろやっていたけれども、すごく保育園の園児の皆さんも喜んでいました。そういう取組がちょっとずつでも食育の今後のやり方としていい方向に向かっていけばよいのかなと私は思っております。

肥満児の割合が多い地域の傾向で、東北地方などの雪国や世帯年収が低いなども挙げられております。やはり冬になりますと、雪で閉ざされた冬場の運動不足や、雪で通学路の状況が心配になり登下校時の車の送迎も増えることが一因とあるの

かもしれません。当市は、この傾向に当てはまるわけですが、先ほど答弁をいただきましたが、様々な原因があるかと思えます。

例えば、先ほどもありましたけれども、家庭の中の話ですが、家族と一緒に食事をすることが少ない子供は、過体重、肥満になりやすいとか、不規則な生活、ゲームなどやり過ぎで睡眠不足に陥りやすい子供が肥満になりやすいなど、要因は本当に様々あるとは思いますが、学校、各家庭での生活習慣、食育方法など、いろいろな角度から今後も児童・生徒の健康について、そして少しでも肥満傾向児が少なくなるために取り組んでいただきたいと思います。

次に、体育施設の状況ですけれども、むつマエダアリーナができてから今は3か月ですが、1万五千何人、すごい利用率なのです。これからですけれども、いろいろ、今バスケットがほとんどという話をお聞きしましたが、今結構、新潟県でいけばアルビレックス新潟だったかな、地域密着型のプロチームとか、例えば青森、八戸でもあります。今後むつマエダアリーナを拠点とした、まだ予測といってもあれですけれども、将来的にむつ市でもそういうプロ球団ができる可能性があるのかどうか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

プロ球団ができるかどうかということについて、様々な難しい点もあるかと思いますが、そういったことにも対応ができるアリーナだというふうには、施設としてはあると思えます。

また、プロ球団というものが設立されるとか、そこまでいなくても、例えばプロの合宿を誘致するとか、あるいは試合の興行をするとかということにもしっかりと対応してくれるアリーナだと思えますので、やはりアリーナを通じて様々なプ

口興行あるいは合宿、それに子供たちが見に行くとか、そういうことで夢が広がるような運営をこれからもしていきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ありがとうございます。スポーツ振興というのは、本当に地域にいろいろプラスの面が発生する場面もたくさんありますけれども、片ややっぱりその準備等も大変なものも十分承知しております。これからせつかくです、すばらしい体育館ができましたので、これをむつ市民だけではなく青森県、そして全国に発信できるようにすばらしい拠点として、これからいろいろ活躍していただきたいと思えます。

利用状況としては分かりました。たくさんの市民の皆様が利用できる様々なイベントなどをこれからも期待しております。

ちなみにですけれども、個人や団体、例えば試合や練習で利用する際、予約の方法などがもしありましたらお聞かせください。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） では、お答えいたします。

利用申込みの方法につきましては、利用する日の30日前から、電話またはアリーナ窓口にて予約をしていただきます。電話による予約をした場合は、その日から14日以内にアリーナ窓口にて申請手続を行っていただくことになります。

なお、大会や興行等、利用する日の数か月前から日程を確定する必要がある場合は、内容や規模を勘案し、随時予約を賜ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ありがとうございます。これからもますます市民がいろいろ活用できるアリーナであればいいなと思っております。

2点目のむつ運動公園内の施設の利便性についてですが、先ほど答弁をいただきましたけれども、

スポーツ広場からの場合ですが、トイレまでの距離がやっぱり遠いという声があります。私もよく利用しているのですけれども、例えばですが、野球場のメインスタンドがあるのですけれども、その中にもトイレがあります。スポーツ広場から近い距離にあるのですけれども、ただそのトイレは今現在中からしか行けないと。外からアクセスできるようにならないかなと。当然予算がつかないと無理な話ですけれども、もし検討している部分があるのであればお伺いします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 現在公園内にトイレを増設するというところまで計画がございませんが、運営上の問題ということで、適宜近いようなおトイレのほうをご使用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 分かりました。もし必要と認められた場合ですが、その際は、今現在のメインスタンドのトイレですけれども、男女兼用のトイレですので、できれば試合でアナウンスする女性、中体連では女子中学生も使用しますので、ぜひ検討していただければなと思えます。

最後、3つ目ですけれども、大畑体育館の老朽化に係る今後の見通しと対策についてです。例えばですけれども、数年後にいよいよ大畑体育館の閉鎖となった場合、例えばですが、もちろん新規建設の可能性もありますけれども、来年度で閉校する二枚橋小学校の体育館を利用するなどの可能性もあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 現時点では、大畑の体育館についてはそのような状況になっておりませんので、この場でお答えしかねますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 分かりました。

ちなみにですけれども、大畑体育館は利用者というのはい多いのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 年間約2万人の利用がございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ちょっと今2万人という声を聞いてびっくりしました、地元でいながら。それだけ市民、大畑地区の皆さんに愛されている体育館ですので、これからも少しでも長く使っていただければなと思います。

要望になるかもしれませんが、今現在やっぱり見た目が古いのです、屋根とか、照明、外壁など、いろいろ著しく老朽化していますので、予算の関係もありますけれども、少しでも直していただいて、みんなに愛される体育館として活躍の場を広げていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回の一般質問では子供たちの健康と各体育施設の状況について質問しました。子供のうちに生活習慣を整えないと大人になっても肥満体質の改善が難しいということが分かり、私も若干肥満ぎみではありますが、身近にある体育施設を利用したり、あるいは家の中でユーチューブの「62ちゃんねる」などの運動、体操を見ながらフィットネスに励みつつ、コロナ禍で大変なときですが、市民の健康のための様々なイベントが計画されることを期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月4日は東健而議員、富岡直哉議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時22分 散会

◎散会の宣告